教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理 運営について

- · 群馬県立女子大学
- · 群馬県立保育大学校
- · 群馬県立農林大学校

目 次

監査手続の概要

1	監査の対象とした特定の事件(テーマ)		1
2	監査対象期間	•••	1
3	テーマ選定の理由		1
4	外部監査の要点		1
5	主な監査の手続		1
群馬	馬県立女子大学		
第~	 監査対象の概要		
1	目的		3
2	主な沿革		3
3	施設の概要		3
4	大学の人員構成		4
5	入学者の状況		5
6	卒業後の進路状況		6
7	在学生の海外留学状況		7
8	外国語教育研究所の状況		7
9	県立女子大学の改革の方向		8
10	財務の状況		9
第2	2 監査結果		
1		1	C
第3	3 意 見		
1	契約事務について	1	
2	図書の管理について	1	
3	会計事務及びその他の事項について	1	
4	教育研究費について	1	
5	県立女子大学のあり方について	1	8
	別紙	2	3

群馬県立保育大学校

第1 監査対象の概要

1	目的及び経緯	2 6
2	主な沿革	2 6
3	施設の概要	2 7
4	大学校組織図	2 7
5	入学者の状況及び卒業生の就職状況	2 7
6	財務状況について	2 9
第	2 監査結果	3 0
第	3 意 見	
1		
2	図書の管理について	3 0
3		
4	群馬県立保育大学校のあり方について	3 2
<u>群</u> ,	馬県立農林大学校	
第	1 監査対象の概要	
1		
2		
3		
4		
5		. 3
6	卒業生の就職先について	4 4
7	財務状況について	4 4
第	2 監査結果	
1	物品管理について	4 6
2	会計事務について	4 6
第	3 意 見	
1	支払契約事務について	4 7
2	棚卸資産管理について	4 9
3	図書管理について	
4	研修館の使用状況について	
5	会計事務関係について	
6	学校徴収金の取扱について	5 1
7	群馬県立農林大学校のあり方について	····· 5 4

監査手続の概要

1 監査の対象とする特定の事件(テーマ)

教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理運営について 群馬県立女子大学、群馬県立農林大学校、群馬県立保育大学校

2 監査対象期間

原則として平成14年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

3 テーマ選定の理由

厳しい経済環境、少子化の世相となり、大学は本格的な競争の時代を迎えている。地方の大学が競争に勝ち抜くには、他大学との連携など基盤を強化することが必要であり、すでに女子大学は高崎経済大・前橋工科大との連携を打ち出している。専門の大学校についても存在意義を含めた競争の厳しさは同様であろうと考えられる。

県財政も厳しい見直しが行われている現況であり、教育には費用もかかるので、県の健全な財政運営に資するため、各大学及び大学校の財務事務の適正な執行状況、管理運営の妥当性について監査する必要を認めた。

また、大学の地方独立行政法人化についても法的な環境は整いつつあり、地方独立行政法人に移行するには何が必要かを検討しておくこと、さらに、農林大学校・保育大学校は文部科学省管轄外の大学校であるが、そのあり方について検討することも意義あることと認めた。

4 外部監査の要点

- (1)契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (2)物品の管理は関係法令に準拠し適切に行われているか。
- (3)会計事務は関係法令等に準拠し適正に処理されているか。
- (4)大学及び大学校の管理運営状況は、経済性や効率性を踏まえて適切に行なわれているか。
- (5)各大学及び大学校のあり方はどうか。
- (6)地方独立行政法人の関係法令を前提とした場合、県立女子大学の財務書類はどのように なるか。

5 主な監査の手続

(1)契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか 検討した。

- (2)使用施設、物品及び図書等の管理状況については、現場視察、現品実査及び棚卸の実施 状況等を検討した。
- (3)会計事務手続については、担当者への質問及び関係法令及び書類との照合を行った。
- (4)資金収支の実態、特に人件費について検討した。
- (5)大学及び大学校のあり方については、入試状況、就職状況、地域貢献状況、業務実施コ スト等について検討した。
- (6)県立女子大学について「国立大学法人会計基準」を参考にして財務書類を試算した。

群馬県立女子大学

第1 監査対象の概要

1 目的

本学は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、 人間として調和の取れた豊かな情操と幅広い教養を身につけて、家庭生活の向上及び地域社 会における文化の進展に積極的に寄与し、更に国際化社会に対応しうる有能な人材を育成す ることを目的とする。

2 主な沿革

昭和 52 年	1月	県立女子大学設置準備室を設置
昭和 53 年	3月	基本構想決定
昭和 55 年	4月	開学
昭和 56 年	4月	教職課程設置
昭和 57 年	10月	佐波郡玉村町に校舎移転
昭和 63 年	4月	美学美術史学科教職課程開設
平成 2年	3月	美学美術史学科実技棟建設
平成 3年	4月	学生定員の臨時増(50名)
平成 5年	6月	ワシントン州立セントラル・ワシントン大学と友好交流協定締結
平成 6年	4月	大学院文学研究科修士課程開設
平成 13 年	4月	外国語教育研究所設置
平成 13 年	11月	江蘇省立蘇州大学(中国)と友好交流協定締結
平成 14 年	3月	評議会設置
平成 14 年	7月	県内 6 大学 (群馬大学・群馬県立女子大学・関東学園大学・上武大学・
		東洋大学・放送大学)による単位互換に関する包括協定書締結
平成 15 年	1月	群馬県公立三大学(群馬県立女子大学・高崎経済大学・前橋工科大学)
		による教育・研究協議会発足

3 施設の概要

(1)土地

区分	面積 (m²)	備考
校舎用地	45,813.68	・土木部との供用地 19,120.95 ㎡を含む。

運動場用地	17,979.75	・建設省所管法定外公共物(水路)2,501.74 m ²
		を含む。
合計	63,793.43	

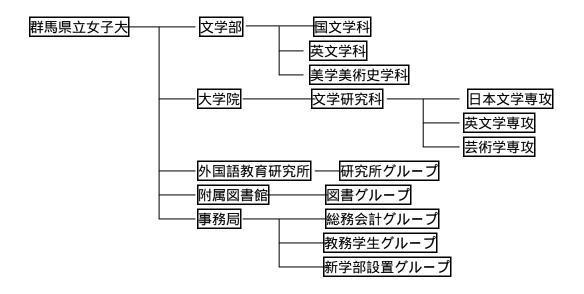
(2)校舎等の概要

建物区分	面積(㎡)	室数	構造	備考
管理棟	1,458.27	23	鉄筋コンクリート造2階建	
研究棟	4,226.95	76	鉄筋コンクリート造2階建	
東教室棟	2,277.28	17	鉄筋コンクリート造平屋建	
西教室棟	1,264.41	5	鉄筋コンクリート造平屋建	
実技棟	1,768.60	26	鉄筋コンソリート造2階建	
体育館	2,378.96	9	鉄筋コンクリート造2階建	
講堂	2,126.92	12	鉄筋コンクリート造2階建	940席、身障用10
図書館	1,195.31	15	鉄筋コンクリート造2階建	14 万冊、閲覧席 64
大学会館	1,532.49	17	鉄筋コンクリート造2階建	
クラブ棟	842.70	34	鉄筋コンクリート造2階建	部室 31 室
機械棟	652.06	5	鉄筋コンクリート造平屋建	
その他	498.20	6		
合計	20,222.15	245		

図書館は、通路の一部にも図書を置くほど手狭な状況になっているが、新学部設置の構想も具体化されたことにより、既存の施設を活用する方向で検討されている。

4 大学の人員構成

(1)組織図



(2)教職員の状況

ア 教員 (単位:人)

区分	教員等定数		学長	教授	助教	講師	助手	専任	非常勤	職員
	定数	欠員			授			合計	講師	嘱託
学長	1		1				1	1		
国文学	18	3		9	3	2	1	15		(3)
日本文学専攻				(6)	(2)			(8)		
英文学	18	2		8	4	2	2	16		(2)
英文学専攻				(4)	(3)			(7)		
美学美術史	16			10	3	1	2	16		(2)
芸術学専攻				(7)	(2)			(9)		
合計	53	5	1	27	10	5	5	48	65	(7)
文学研究科				(17)	(7)			(24)	8(1)	

(注1)各専攻欄の()内の数字は、兼任教員数(大学院担当)である。

(注2)嘱託職員欄の()内の数字は、教務補助等の学部別配置数である。

イ 職員 (単位:人)

区分	局長	G L	主幹	主任	主事	専任	非常勤	職員
	部長等		副主幹			合計	所長等	嘱託
事務局	3	5	3	10	3	24		16
外国語教育研究所	1	1	1			3	6	補助 1
計	4	6	4	10	3	27	6	17

(注1)管理部次長は、総務会計グループリーダーを兼務。

(注2) GL はグループリーダーを示す。

5 入学者の状況

(1)入学試験の状況(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

募集人員	募集人員 区分		志願者 受験者		入学者	志願倍率	実質倍率
	県内	300	240	77	70		
180 人	県外	819	541	231	141	6.2 倍	2.5 倍
	小計	1119	781	308	211		
若干名	外国・社会人	5	5	3	3		
合計		1124	786	311	214		

(2)学科別入学者の状況(平成15年4月1日現在)

公立大学ではあっても教育が県境を超えて普遍的であることは望ましいことではあるが、 県内出身の入学者は 33.2%と少ない。地元の受験生にとって魅力的な要因は何か、対策が 可能か検討の余地がある。

(単位:人)

学科	県	内者	県夕	合計	
国文学科	2 9	40.3%	4 3	59.7%	7 2
英文学科	2 4	29.3%	5 8	70.7%	8 2
美学美術史学科	1 8	30.0%	4 2	70.0%	6 0
合計	7 1	33.2%	1 4 3	66.8%	2 1 4

(3)大学院入学者の状況

大学院は日本文学・英文学・芸術学の3専攻からなる男女共学の修士課程文学研究科を 平成6年度より開設した。平成15年度の入学者は、日本文学専攻3人、英文学専攻5人 及び芸術学専攻4人で合計12人(内男子院生2人)となっている。

(4) 聴講生・研究生の状況

平成 15 年 4 月 1 日現在、聴講生は文学部 7 人、特別聴講生は文学部 2 人、研究生は文学部 2 人及び大学院 2 人となっている。科目履修生は文学部 3 人となっている。

6 卒業後の進路状況

(1) 進路の状況(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

学 科	卒業者	就職希		就 職 者 就職率 就職希			就職希	望なし	
		望者	民間	教員	公務員	(%)	進学	その他	
国文学科	57	49	32	4	4	40	81.6	2	6
英文学科	58	43	24	9	4	37	86.1	7	8
美学美術	48	33	23	2	1	26	78.8	3	12
史学科									
合計	163	125	79	15	9	103	82.4	12	26

(注)平成11年度入学者は203人、卒業者との差は主に進路変更によるものである。

(2)就職者の業種別状況(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

学科	建	製	印刷	電気	運輸	流通	金融	情報	サー	その	教員	公務	計
	設	造	出版	ガス	通信		保険	処理	ビス	他		員	
国文学科			2			6	3	5	15	1	4	4	40
英文学科		1	1		3	3	4	1	11		9	4	37
美学美術			2			11	5		5		2	1	26
史学科													
計		1	5		3	20	12	6	31	1	15	9	103

7 在学生の海外留学状況

過去5年間の海外留学の実績は次表の通りである。

(単位:人)

区分	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
交流協定校	8 (1)	5 (1)	2 (1)	8 (1)	5 (2)
その他	2		7	3	4
計	10 (1)	5 (1)	9 (1)	11 (1)	9 (2)

(注1)夏期・冬期休業中の短期留学は除く。

(注2)表中の()内は内数で交換留学生。

(注3)交流協定校はセントラル・ワシントン大学、蘇州大学。

8 外国語教育研究所の状況

外国語教育研究所は、群馬県における外国語教育の拠点として、外国語教育並びに外国語教育の実践に関する調査や研究を行い、群馬県立女子大学の外国語教育の充実を図るとともに、地域社会に貢献し、国際化社会に対応した人材の育成と国際交流の促進に寄与することを目的として平成 13 年 4 月に設立された。

(1)海外留学支援プログラム実施状況

ア 短期留学参加状況

<学科・学年別>

(単位:人)

学科	1年	2年	3 年	4年	計	大学院	合計
国文学科	2	1	4		7		7
英文学科	13	19	26	4	62	5	67
美学美術史学科	2	5	6	3	16	1	17
合計	17	25	36	7	85	6	91

留学先はアメリカ37人、イギリス49人、その他5人、合計91人となっている。

イ 長期留学参加状況

留学先は交流協定校であるアメリカのセントラル・ワシントン大学 6 人及び中国の蘇州大学 1 人、その他 3 人、合計 10 人となっている。

<学科・学年別 >

(単位:人)

学科	1年	2年	3 年	4年	計
国文学科					
英文学科		1	2	5	8
美学美術史学科				2	2
合計		1	2	7	10

(2) その他

平成 15 年度は、英語コミュニケーションセミナーを毎週 3 ヶ所で実施したほか、講演会・シンポジウムを各 1 回、県民英会話サロン「グローバルかフェ」、明石杯高校英語コンテスト・高校生スキットコンテスト等を開催している。

9 県立女子大学の改革の方向

改革の目標として、「国際社会に対応しうる人材の育成」と「日本語・日本文学を深く学び、 群馬の言葉と文化を大切にする人材の育成」の2つが挙げられている。

(1)国際社会に対応しうる人材の育成

ア 国際コミュニケーション学部の設置

文部科学省との折衝も終了し、平成 16 年 4 月には正式な届出を行い、平成 17 年 4 月 開設の予定となっている。

イ 外国語教育研究所の充実

大学内の語学教育支援・県内の語学教育振興・国際交流や県民の英会話能力の向上に 係わる事業などを積極的に展開している。

(2)日本語・日本文学を深く学び、群馬の言葉と文化を大切にする人材の育成

ア 文学部の改革

当面、「日本の言葉と文化」・「群馬の言葉と文化」関係科目群の設置など大幅なカリキュラム改革を行っている。次に、美学美術史学科・英文学科のあり方について対応して行く方針が出ている。

イ 群馬学の確立を目指した全学的な取り組み

新学部の設置に現文学部教員が触発され、群馬学の確立を目指そうという話し合いが 進められている。

10 財務の状況

(1)「女子大学費」の資金支出の推移は次の通りである。

単位:千円

				(単位:十円
	科目	平成12年	平成13年	平成14年
1人	件費			
	報酬	46,853	64,229	63,725
	給料	387,991	397,541	404,855
	職員手当等	219,952	222,082	215,134
	共済費	97,747	102,206	103,342
	人件費計	752,543	786,058	787,056
2 経	費			
	旅費	17,022	19,431	19,789
	需用費	63,302	62,326	59,165
	委託料	71,193	53,826	44,679
	使用料及び賃借料	11,116	11,299	11,817
	工事請負費	7,942	159	9,579
	備品購入費	27,346	24,037	18,587
	その他経費	10,299	13,611	13,893
	経費計	208,220	184,689	177,509
支	出計	960,763	970,747	964,565

(2) 県費負担の概算については次のようになる。

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
支出合計	960,763	970,747	964,565
収入			
学生納付金	487,322	492,473	442,888
使用料収入	972	1,026	940
雑入	1,670	6,083	6,368
国庫補助金	1,952	2,075	2,075
地方交付税	333,234	346,599	335,014
収入計	825,150	848,256	787,285
県費負担額	135,613	122,491	177,280

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、 留意すべき次の事項が認められた。

<指摘事項>

1 物品管理について

物品管理に関して、現物と帳簿とを照合したところ次の事項が認められた。

(1) 重要物品(100万円以上、24件、取得価額合計58,204千円)について実査。 備品アイテム数として約2,200点あることもあり、現物照合はしていない。今後、貸借対照表を作成する必要性も出てくると考えられるので、主要備品については循環棚卸等の方法に基づき、現物照合を行い、現品の数及び使用可能性について確認する必要がある。開学以来20年以上経っているので、特に古いものについては機能的減価しているものも見受けられるが、使用できないものは除却処理をすべきである。その際、同時に備品シールも貼り付け、今後の管理に活用すべきである。

(2) 使用頻度が低いと思われる重要物品の例

次の器機備品は、ほとんど使用されていない。現在、代替品を使用していることもあり、物があれば管理費も発生するので、使用可能性の無いものは廃棄処理すべきである。

- ・ハートレートアナライザー(111万円 昭和58年取得)
- ・呼気ガスモニター(128万円 昭和62年取得)
- ・ワールブルグ検圧装置(148万円 昭和54年取得)
- (3) 現物照合の結果、不明であったもの。

温室加湿自動灌水装置(温室)は、現物は廃棄処理されていたが、台帳から削除されていなかった。

11号教室 OAセンターパソコン一式及びビデオブース装置(LL教室) これらについては、往査時においては該当する備品が見あたらなかった。それらしきパソコン等は存在しているが、それぞれ帳簿とは異なる備品番号がついている。 その後、情報政策課管理換受物品であることを確認が出来たとの報告を受けたが、現物管理にも充分注意を払うべきである。

第3 意見

1 契約事務について

指名競争入札及び随意契約の事務執行について、指名業者の選定方法、同一業者との継続 契約あるいは1者随意契約等に改善すべき事項が認められる。

(1)指名競争入札における指名業者の選定方法について

県指名業者名簿及び各入札項目の事情を勘案して業者を指名している。平成12年度から平成15年度までの指名業者推移は次表の通りである。

《指名業者の推移》

入札事項	1 2 年度	13年度	14年度	15年度
附属図書館図書購	随意契約	随意契約	指名入札	随意契約
λ			5 者	
女子大学紀要印刷	随意契約	随意契約	指名入札	指名入札
			3者	3者
白灯油	指名入札 A1	指名入札 A2	指名入札 A1	指名入札
	7者	7者(同左)	6者(1者減)	6者
樹木等管理業務	指名入札 B1	指名入札 B2	指名入札 B3	指名入札 B4
	7者	7者(同左)	7者(同左)	9者(1者減
				3 者入)
校舎清掃業務委託	指名入札 C1	指名入札 C1	指名入札 C1	指名入札 C1
(注2)	4者	4者(同左)	4者(同左)	4者(同左)

(注1)表中の上段は契約形態と落札者を示し、下段は指名業者の数、入替えを示す。

(注2)指名人選定理由:起案書に記載されているが、校舎清掃業務委託に関しては記載なし。 また、選定理由にとくに著しい不合理性は認めなかった。

平成12年度から平成14年度までの指名業者は固定的な傾向にある。何者かの入れ替えはあるが、全体的には同一業者の指名が多い。指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平化等の観点から望ましくない。

実務上、指名業者は固定化した方が容易であり、煩雑さが少ないのかもしれないが、合理的な理由のない限り固定化は避けるべきである。

(2) 同一業者の継続契約について

指名競争入札による校舎清掃業務委託については、平成12年度から平成15年度まで 同一指名業者(4者)で入札が行われ、入札の結果、同一業者が継続して落札している。大 学からは、別途電気冷暖房設備運転管理業務委託を同社と継続して随意契約している関係 で、同社が力を入れているからではないかとの説明を受けた。

また、随意契約に関し、単価契約4件及び委託契約11件について検証したところ、平成12年度から平成15年度まで同一業者と継続的に契約しているものがほとんどである。同一業者との継続的な随意契約、しかもその内大多数が1者随意契約になっていることを考慮すると、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済的効果を活用しているとは言い難い。

同一業者による継続落札あるいは同一業者との継続随意契約は、何年間も同一価格で推移している場合も多く、業者間の競争を通して公正な価格を得るという本来の機能が有効に発揮されているとは言い難いと思われる。同一業者との継続契約については、合理的な理由の開示及びその原因等十分考慮し、公正な価格の確保という観点から見直すことが求められる。

(3)1者随意契約について:

委託契約 11 件の内、平成 1 2 年度から平成 1 5 年度まで 1 者随意契約になっているものが 7 件ある。随意契約をしようとする場合は、原則として 3 者以上の者から見積書を徴しなければならない。例外処理として、合理的な理由がある場合には 1 者随意契約が認められており、その理由の明示も行われているが、その割合が多いので適切な契約事務が行われているかどうか疑義が生じる。

1者随意契約はあくまでも例外的な処理であり、特殊な場合に認められているものと解される。記載されている1者随意契約の理由について、厳密に検討すれば3者見積合せ可能ものがあると思われる。業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経費節減及び経営管理の効率化等の観点から、3者見積合せの除外理由の解釈は厳密に行うよう改善する必要がある。

(4)1者選定理由に合理性がないものについて:

ア 電気冷暖房設備運転管理等業務委託

(ア)1者随契理由

東京通商産業局は、電気主任技術者の選任を民間委託する場合の条件として、次の 点を示している。

電気主任技術者を、毎年変更することは認めない。

[理由]:業務の引継ぎに相当の期間を必要とするため、その間の施設設備の円滑な 運用に支障を来す恐れがある。

電気設備運転管理業務、冷暖房設備運転管理業務、建築物環境衛生管理業務は、 一括委託すること。

[理由]:電気主任技術者は、電気工作物全体の保安監督者として設置者の職員と

同等に業務を実施しなければならない。このためには、主任技術者の職務 遂行が円滑かつ完全に実施できるように、設備管理業務を管理会社に一括 して委託する必要がある。

(イ)問題点・対策:

上記(ア)の理由は合理性に欠けると思われる。大学側で再確認したところ、「現在ではそのような指導は行っていないがなるべく変更しないことが望ましい。」との返答であったとの事である。

また、業者を変更すると引継ぎ時の空白期間が出てしまい不安が生じるとの事であるが、それは交渉次第で解決可能と考えられる。いずれにしても東京通商産業局の行政指導を内容とする上記随意契約理由は事実誤認と考えられる。従って、上記随意契約理由は認容されない恐れもあるので、競争入札方式に変更すべきであろう。

イ 空調機点検業務委託

(ア)1 者随意契約理由

当該業務は夏季休業期間中という限られた期間内に点検を完了する必要があるため、 本大学の設備構造を十分に理解し、信頼性のある業者を選定する必要がある。

(イ)問題点・対策:

空調機点検業務は、必ずしも特定の業者でなければできない業務ではない。また、 空調機点検を毎年は行っておらず、2 年間も点検していないので、あらかじめ予測可 能であったと考えられ、緊急に業務を発注する理由にもならない。したがって3者以 上の見積合せをするべきである。

2 図書の管理について

図書の管理状況については、予算の活用、購入手続及び現物の管理方法等について改善すべき事項が認められる。

(1)図書の継続購入資料の再検討について

全集などは当年度に一部発刊されるものの、残りの発刊予定が明確でない場合が多いが、 ある年度に選定されると優先的に次年度以降も継続購入する扱いとされている。また年度 ごとの白書なども年度が欠けると資料として不備になるため、同様の扱いがされている。

このため、継続購入図書は年度ごとの運営委員会による購入図書選定に当り優先的に購入選定済みとされており、当年度の選定対象として検討されることがない。

平成14年度から図書購入予算が大幅削減されたため、継続購入図書のウエイトが高まっている。過年度の運営委員会で選定されたとはいえ、現状の必要性について再度検討す

ることを要する。図書館システムには選書管理業務の中に継続物調査業務があり、この活用を図ることとすべきである。

(2)国庫補助対象図書の購入継続の見直しについて

公立大学等設備整備費等補助金は、対象が図書に限られるわけではないが、この 10 数年間、毎年度図書を対象として補助金を受けてきた。補助金は基礎的設備として購入金額の3分の1以内にとどまるため、3分の2は自己負担するうえ、その図書購入予算に占める割合も大となってきた。平成13・14年度の補助金対象図書購入額は6,300千円であり、その補助金額は2.075千円である。

この間、図書購入予算は年々削減され、平成9年度の24,000 千円から平成14年度は8,800 千円となっており、ほぼ毎年、利用の少ない高価な貴重図書が対象図書として選定されている。その結果、一般図書の購入予算枠は大幅に削減されてきている。補助金を前提としての図書選定の考え方を見直す必要がある。

なお、その後、平成 16 年度から国庫補助対象図書の購入を中止し、一般図書を購入する 方向で改善が進んでいる。

(3)研究室予算で購入された図書の管理状況について

研究室図書については、平成13年度末までに図書館システムへのデータ入力が完了し、システム検索が可能となり、対象数は5万冊に達した。研究室図書のシステム化は図書データ管理の範囲にとどまり、現物管理は各研究室に委ねられている。研究用図書には、先生が自費で取得しているものもあり、研究用図書には県の予算で取得したものと私物の蔵書が混在する。

研究室図書は、図書館図書と同様に県有財産であり、図書館における現物管理に準拠する手続きを適用する必要がある。

(4)未返却図書への対応について

往査日現在における図書の未返還状況については、未返却リストによれば、返却予定日を経過した図書が877冊あるが、うち90%超が教員によるものである。附属図書館利用規程第17条を受けて罰則規定も内規化されているが、対象者が学部生及び院生等に限定されており、教員は対象外となっている。教員の場合、返却予定日から2年以上も経過する例もあるが、図書館グループとしては、研究室助手を介して年1回督促している。一方、学部生等に対しては、罰則規定により、延滞警告リストの掲示、貸出停止、電話督促等の対応措置がとられているが、それでも半年以上経過するものもいる。

教員については、特別貸出として期間も実質3ヶ月、貸出数も50冊以内とされている。 一人当たりの未返却冊数は多いが、これは必ずしも罰則規定の対象外のためとはいえないが、図書管理担当としては未返還図書について適切に把握しておく必要がある。事務部門で未返還図書をリストアップし、6ヶ月毎にチェックしてもらうなど、当該教員に対して 適切な対応が出来るように検討すべきである。

(5)図書の定期的な棚卸について

図書の定期的な棚卸は、昭和 61 年度まで実施されていたが、予算の都合により、それ以降休止しているとのことである。ただし、平成 1 1 ~ 1 2 年の図書システム導入時に、従前からの図書カードにもとづき、現物確認をした結果、約 1,5 0 0 冊の亡失が確認された。その後、研究室で発見されたり、返却ポストに戻されたりしたものが 5 0 数冊あり、往査日現在の亡失冊数は 1,2 9 6 冊となっている。

大学には除籍図書取扱内規があり、その決定基準として「所在不明から2年経過したもの」も含まれるが、棚卸が実施できない状況のため、正確なデータの把握が難しく、このため定期的な除籍手続は実施されていない。予定では、平成17年度に予算確保のうえー 斉棚卸を実施し、除籍処理も行うとの説明があった。

システム導入の結果、図書館内の所在場所別、ジャンル別など適宜の循環棚卸も可能の 状況にあり、平成17年度以前にも定期的な循環棚卸等の制度化を検討すべきである。な お、システム導入と盗難防止装置の設置により、その後の亡失はほとんど無いとのことで ある。

3 会計事務及びその他の事項について

(1)入学金・授業料等(納付金)未入金のその督促手続きについて。

授業料等の未納金に対する回収手続について、検討すべき事項が認められる。

授業料の納付等に関して、延滞発生 除籍というケースは平成 12 年度 3 件、平成 13 年度 4 件、平成 15 年度 1 件と多くはない。しかし、県財務規則 2 3 4 条に基づき督促状の発送以外、「授業料未納者の対応に関するフローチャート」は作成されているものの、督促処理の方法は担当者任せの部分が多いので、次のような観点からより詳細にマニュアル化を進めることが必要である。

県民の債権の保全を図る。

回収可能性のない債権に対しては無駄な手間をかけることなく客観的に見切りを つける。

督促方法が属人ベースになることを防止する。

(2) その他の事項について

薬品の管理方法、修繕計画につき検討すべき事項が認められる。

ア 劇物薬品の保管について

劇物指定のある薬品25本が劇薬庫の外に出ていた。劇薬庫のカギを開けようとした

が、簡単には開かず、有効に活用されているとは思えない。

経理規程上の勘定処理については、薬品は消耗品である。しかし、その管理取扱いについて定めた規定はない。現行は、管理者である担当の先生に管理を一任しているが、大学としてはそれでだけで十分な管理体制とは言えない。劇薬については管理体制を検討しておく必要がある。

イ 自主的な施設修繕計画について

施設の修繕については、常駐している電機業者が電気設備の補修の過程で発見した学内の施設設備の状況についてのアドバイスを参考にして行っている。そのデータを元に修繕の予定を立てているが、中長期的な計画とまではいっていない。当大学は開学20年を経過し、今後大がかりな施設の修繕が予想されるので、修繕の時期・予算等に関する具体的な計画が必要と思われる。

4 教育研究費について

教員研究費については取扱規程等を整備運用する必要があり、また、特定研究費については要綱が定められているのでその活用を図るべきである。

(1)教育研究費の予算推移

教育研究費には、次の予算推移表に示すように5つの事項に区分されている。この内、 特別研究費は平成14年度をもって廃止となっている。ここでは特に教員研究費と特定研究 費について検討する。

(単位:千円)

< 教育研究費予算の推移表 >

			(¬	- III)
事項名	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
教員研究費	29,741	26,099	20,529	20,064
特別研究費	1,722	900	900	0
特定研究費	0	5,000	5,000	5,000
重点領域研究費	0	0	0	5,000
紀要刊行	1,964	1,747	1,510	1,200
計	33,427	33,746	27,939	31,264

(2) 教員研究費の取扱規程について

ア 教員研究費

教員研究費は、教員の教育研究活動に対する経費であり、文献の購入、学会への出席、 論文の発表等教員の個別研究に必要な基本的経費である。一人当たり年間研究費の内訳 は下記のとおりである。

(単位:千円)

区分	一人当たり	平成 14.5.1	平成 14 年度
		人数	予算額
学長・教授	465	26 人	12,090
助教授・講師	423	18 人	7,614
助手	165	5 人	825
計			20,529

イ 教員研究費の取扱いについて

教員研究費については、成文化された要綱、規程等が無く、各種報告書等の定めが無いため、収受する教員の報告書、レポート等一切求められていない。いわば、教員研究費という名目で予算を使っている状況である。他県では取扱規程が存在し、その中で各種報告(計画書、状況報告書、実績報告書等)の提出が義務付けられている例があるが、群馬県では報告書の提出等の規程はない状態であるので、早急に改善されたい。

研究の成果は評価を受けていない状態であるが、報告書の提出後第三者評価を受けるようなシステム作りを行うことが必要であり、その評価によって研究費を配分するような制度を導入すべきである。

(3)特定研究費に関する要綱の運用について

ア 特定研究費

特定研究費は、教員がテーマを定めて行う個人研究又は共同研究のうち、地域の教育、 文化に寄与する研究を重点的、政策的に推進する。特定研究及び海外渡航に該当する研 究を学内で募集・選考を行い、対象及び配分額を決定し研究を行う。

イ 特定研究費の運用について

特定研究費については、「群馬県女子大学特定教育・研究費に関する要綱」が作成されており、同要綱に基づいて運用されている。同要綱は平成15年4月1日に改訂され、審査、報告が総務課長から学長決裁に変更されている。まだ要綱改正後1年のところであり、大学改革の一環で研究体制を強化しているところではあるが、その運用形態に関して次のような改善を要する事項が認められる。

審査委員会として「特定研究費選考委員会」があり、審査を行っているが、議事録が作成されておらず、改善を要する。なお、平成15年度からは作成されている。

要綱では、特定研究の成果の発表、公表及び報告を求めているが、これも上記教員研究費と同様報告書の提出が無く、また、評価の手続きが行われていないので改善する必要がある。

5 県立女子大学のあり方について

独立行政法人化を中心とする全国的な大学改革の流れの中で、本県においては、県立大学の今後のあり方に対する方針が明確にされていない。本学においては、「学長を中心とする評議会による大学運営」「国際コミュニケーション学部の新設・外国語研究所の充実」「文学部改革・群馬学の確立」を掲げ、独自の取組を見せてはいるが、一般県民にとっては印象がまだ薄く、わかり難いものになっている。本県における県立大学のあり方を根本的に再検討し、大学の自己責任を伴う目標による管理運営を実施できる体制を組織する必要がある。

(1) 現状分析:

監査人の試算による平成 14 年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実施コスト計算書は別紙のとおりである。県立女子大学の運営に関し行政が負担しているコストは年間 687 百万円であり、地方公共団体による大学の設置は地方交付税交付金対象となるため当該交付金相当額を控除した県の実質負担コストは年間 352 百万円である。

また、行政が県立女子大学の運営にかけたコストにより、県民が享受する効果(地域経済への貢献等の副次的効果は除く)は、教育、研究及び地域貢献に大きく分類すると以下の通りである。

ア 教育

本学の設置時においては、群馬県女子進学率が全国平均と比較して低いという背景があり、県の教育政策として女子高等教育の普及という側面があったと考えられるが、平成15年度(文部科学省学校基本調査平成15年度速報)における群馬県女子の大学等進学率は44.5%(全国平均46.6%)と昭和60年における25.1%(全国平均33.9%)と比較して大きく増加しており、全国平均と比較しても遜色がない状況になってきている。

本県所在高校卒業者の地域別進学先をみると、関東地域への進学が 85.1%と極めて高く、県内への進学は 19.8%となっている。これは受験生の目的にあった大学が少ないこともあると考えられるが、本県の場合、首都圏に近接しているという地理的特色から、高校卒業者の進路選択において県内に通学可能な大学が存在することの重要性は比較的低いとも考えられる。このような現状の中で、当初の設置目的である女子への高等教育の普及はある程度達成されていると考えるべきであろう。また、教学の外部評価の結果をみても際立った評価を受けているわけではなく、一般県民にとって、群馬県唯一の県立四年制大学としての存在意義がわかりにくくなっている。

教育分野の効率性の面から見ると、教員が担当している講義数は平均週 4.6 コマ (英会話・美学実習等の実技系の教員は担当講義数が週 7 コマ ~ 12 コマと比較的多いが、一般的には週 3 コマ乃至 5 コマである。また、講義を担当しない助手は対象から除いてい

る。) であり、1日当たりの担当講義数は1コマ以下である。

イ 研究

本学は人文科学系学部のみの設置であり、その研究活動の成果を測定することは非常に困難であるが、参考までに教員の執筆活動の状況を示すと以下のとおりである。

事項	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
本学紀要	16	18	19	16
論文	17	11	17	27
他大学紀要、	41	33	54	39
雑誌等				
刊行図書	10	15	11	21
合計	84	77	101	103
教員一人あたり	1.79	1.64	2.15	2.19

(注)教員一人あたりは、平成15年度の現員数で算定した。

(共著/共同執筆を含む。15年度は予定を含む。)

本学教員の執筆状況は、紀要・雑誌への執筆及び共同執筆を含めても1人あたり年間2程度であり、学内では各教員の執筆実績を把握し、評価する仕組を有していない。人文科学系学部のケースにおいては著作・論文執筆は研究活動の成果を示す最も重要な手段であり、今後とも積極的な取組が求められるところであり、その成果を測定し、各教員の研究面への取組を評価する仕組を確立すべきである。執筆活動は助教授、講師、助手時代に積極的な取組が見られる一方、教授職に就いたあとは減少していく傾向も見られる。

ウ 地域貢献

県立女子大には、平成 11 年の県議会による「県立女子大学改革意見書」により外国語教育研究所が併設されており、平成 13 年に同研究所により策定された「英語能力の向上に関する提言」の実現に資するための研究や事業(英会話サロン、英語コミュニケーションセミナー等)を実施している。但し、現行の外国語教育研究所の活動は同研究所所属の県職員を中心として行われており、学部との連携は緊密であるとは言い難い。今後は、新設される国際コミュニケーション学部を中心として学部との連携を強化し、大学の附属研究所としての事業を充実していく必要がある。

この他、本学教員により実施された地域貢献は以下のとおりである。

公開講座 12 講座 30 日間 (1 コマ 1.5 時間)

出前講座 20 講座 24 日間 (1 コマ 1.5 時間)

出前授業 17 講座 13 日間 (1 コマ 1.5 時間)

また、本学教員の地域参加等の状況は以下のとおりである。

各種委員の受嘱延べ 26 件相談員/講演等延べ 26 件

外国語教育研究所によるものを除くと、本学教職員が地域貢献に従事する時間はそれ ほど多くはない。平成 15 年度においては、公開講座数の増加等が見られるが、県により 設置された大学の教職員として、一般県民や地域社会への貢献にはより積極的な取組が 求められる。

なお、本学教員の執務時間状況は全学科平均値として 講義・ゼミの実施時間 19.05% 本学外講義の実施時間 2.55% 学外研修(拘束を受けない時間) 25.53% 講義/ゼミを持たない出勤日 25.11% その他(講義実施日の空き時間、学外講義日の空き時間等) 27.75%となっており、また、夏季及び冬季休業中には非常に大きな自宅研修及び自宅外研修時間が確保されている。執務状況を見る限りにおいては教育・研究・地域貢献の各分野においてより多くの成果が期待できるものと思われる。

エ 業務実施コスト

本学の業務実施コストを効率性の検証のため私立大学平均と比較した結果は以下のとおりである。

学生1名あたりの総コスト	県立女子大	私立大学平均
専任教員数 (人)	0.052	0.043
専任職員数 (人)	0.029	0.023
教員人件費 (円)	616,446	509,117
職員人件費(円)	263,509	194,733
有形固定資産(円)	4,674,124	3,665,582
減価償却費以外の総経費(円)	188,526	250,086
減価償却費(円)	96,291	108,128

(注)私立大学平均は平成 12 年度文部省調査による単一学部・人文科学系の平均値

専任教員数及び教員人件費については、大学の規模が小さいうえに国文・英文・美学美術史という3学科を抱えており、様々な専攻の教員を配置せざるを得ないこと、学科に所属しているが一般教養科目の担当教員が比較的多いこと、在籍年数の長い教員が多く教授職が全47人のうちの27人と50%以上を占めていることが要因となり、私立大学平均より高い数値を示している。

専任職員数及び教員人件費については、外国語教育研究所の運営に専任職員3名を配置し、人件費として嘱託職員を含め46,258千円(退職コストを含む)を要しているこ

と、学校職員はすべて群馬県職員であるため私立大学と比較して給与水準が高いと推定されることが要因となり私立大学平均より高い数値を示している。

また、県立女子大学の運営に関する総経費は、私立大学平均に比較して低くなっている。学校規模が小さく一人あたりの設備投資が大きく、かつ、県立女子大の経費においては施設関連コスト(光熱水費、維持管理費等)が非常に大きな割合を占めることを勘案すると、教育研究目的の直接費が極めて少ないと推論できる。実際にも県立女子大学事務局の集計による教員研究費は 26,314 千円(教員一人あたり年間 560 千円、これは特定研究費を含む)であり、学生経費は 9,485 千円(学生一人あたり年間 10 千円)となっている。

(2)問題点:

大学の運営においては収益性を問題とする必要はなく、効率性のみの追求が必要とされる訳でもない。地方公共団体が管理運営する大学として最も重要なことは、県民がコストを負担したことによる効果の追求であろう。平成15年に上程された地方独立行政法人法の制度の基本理念は「公共性」「透明性」「自主性」であり、その手段として「自己責任」「企業会計原則」「ディスクロージャー」「業績給与制」が掲げられている。地方自治体が設置運営する大学である本学の状況を考えると、まさにこの制度の基本理念が相当するものと考えられるが、実際には行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関するアカウンタビリティ(説明責任)が果たされているとは言えない状況であり、大学の実態や今後の県立大学のあり方に対する県の姿勢が一般県民にとってわかり難い状況にある。

特に、群馬県唯一の県立四年制大学である本学教員は群馬県職員としても貴重な存在であり、その人的資源の有効活用は行政としての責務であると考えられる。

(3)対策:

本学は小規模の単科大学であり、移行に関わる事務コストと得られる効果を比較すると必ずしも地方独立行政法人への移行のみが最適の手段となるとは限らないが、地方独立行政法人法の基本理念である「公共性」「透明性」「自主性」の確保は県の設置運営する大学としては当然の責務である。よって、「中期計画の策定及びディスクローズ」「教育・研究・地域貢献のそれぞれの分野における外部評価の実施及び結果の公表」「国立大学法人と同等レベルでの財務諸表の作成及び公表」「予算編成における大学の裁量権の強化、資金使途の制限の緩和」「教職員の業績に応じた人事考課の実施」は行われるべきである。

また、本学運営のための意思決定機関として、学長を議長とする評議会が設置されているが、評議会での決定を実際に執行する学内の各組織や教職員各個人の役割・責任が定義されていない。大学として策定された中期計画をテーマ毎にブレークダウンしたうえで学

内の各組織や各教職員に具体的な目標及び責任として伝達され、活動の結果が評価される 仕組みを構築すべきである。

本学においては、ハードウェアへの投資は大きく、その維持にもコストがかけられているが、大学としての経営資源として最も重要なものは、人材及び知識であると考えられる。また、蓄積された知識は教育・研究・地域貢献それぞれの分野で外部へ発信されなければその意味を失うものである。しかし、本学においてはその成果を評価する仕組みはほとんど導入されていない。教員各個人は教育・研究・地域貢献及び大学運営への関与それぞれの分野で大学の中期計画に即した行動計画を作成し、その結果に従った評価を受ける仕組みを導入すべきである。また、大学としての教育・研究・地域貢献各分野の成果は適切な外部機関による評価が定期的になされるべきであると考えられる。

特に教育分野においては、本学のような小規模単科大学の場合には講座の設置の自由度が低いと考えられる。単位互換制度以外にも、県内他大学との共通講座(特に教養教育講座)の開設を検討する等を含めて連携を深め、効率的で効果的な教育の実施を図るべきである。

なお、外国語研究所は現段階においては独立した地域貢献を実施している感が強いが、 新設される国際コミュニケーション学部を中心とする学部との連携を明確にし、大学附属 の研究所としての役割を果たしていくことが望まれる。

別紙

ここで示す計算書類は、平成 14 年 8 月に公表された「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」をもとに、平成 14 年度を対象として、県立女子大学の貸借対照表、損益計算書及び業務実施コスト計算書を試算したものである。

(1)貸借対照表

群馬県立女子大学

貸借対対照表

平成15年3月31日現在

(単位·千円)

	平成15年	=3月31日現任	(単位:十円)
資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
1 有形固定資産		資産見返負債	32,208
土地	1,104,893	退職給付引当金	
建物	2,470,370	固定負債合計	32,208
減価償却累計額	-80,769	流動負債	
構築物	6,110	運営費交付金債務	
減価償却累計額	-791	授業料債務	
機械装置		預り施設費	
減価償却累計額		預)金	
工具器具備品	34,710	未払金	35,128
減価償却累計額	-6,182	流動負債合計	35,128
図書	755,605	負債合計	67,336
車両運搬具	2,782	資本の部	
減価償却累計額	-556	資本金	
有形固定資産合計	4,286,172	群馬県出資金	3,621,534
2 無形固定資産		資本金合計	3,621,534
電話加入権		資本剰余金	
無形固定資産合計		資本剰余金	747,163
固定資産合計	4,286,172	損益外減価償却累計額	-81,014
		資本剰余金合計	666,149
流動資産		利益剰余金	
現金及び預金	84,798	資産見返剰余金	
未収学生納付金収入	329	損益外減価償却累計額	
棚卸資産		積立金	
その他の流動資産		当期未処分利益	16,280
流動資産合計	85,127	利益剰余金合計	16,280
		資本合計	4,303,963
資産合計	4,371,299	資本負債合計	4,371,299

(注)減価償却の会計処理方法

「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に掲げる 「固定資産の耐用年数表」による定額法

(2)損益計算書

群馬県立女子大学

損益計算書

平成14年4月1日~平成15年3月31日 (単位:千円)

一一一一		(単位 .十口)
科目	金	額
経常支出		
業務費		
教育研究費		
旅費	13,171	
需用費	52,329	
委託費	36,793	
減価償却費	4,790	
その他	31,623	138,706
教育支援経費		,
図書館費	32,800	
外国語研究所費	53,709	86,509
教員人件費		544,619
職員人件費		152,070
一般管理費		.02,010
以自注負 旅費	7,889	
	3,134	
委託費	3,050	
	1,896	
バーリング その他	18,614	34,583
	10,014	
経常経費合計		956,487
経常収入		544.004
県費交付金収益		514,894
国庫補助金収益		2,075
授業料収益		369,624
入学金収益		53,580
検定料収益		19,685
寄付金収益		300
雑益		7,010
資産見返受贈益等取崩益		5,599
経常収益合計		972,767
経常利益		16,280
臨時損失		
固定資産除却損		417
臨時利益		
資産見返物品受贈額戻入益		417
当期総利益		16,280
The state of the s	•	

(3)業務実施コスト計算書

業務実施コスト計算書は、最終的に県民が負担することとなる費用を集約する財務諸表の一つである。ここでいう費用は、損益計算書の費用とは異なり、会計帳簿に記載されている費用だけではなく、損益計算をしない場合の減価償却相当額、引当計上しない退職給付増加見込額、県財産の出資等を利用することから生じる機会費用等一定のルールに基づいて算定されるものを含むところに特徴がある。

群馬県立女子大学

業務実施コス	スト計算書		
平成14年4月1日 ~	平成15年3月31日		(単位:千円)
科目	金	額	
業務費用			
教育研究費	138,706		
教育支援費	86,509		
教員人件費	544,619		
職員人件費	152,070		
一般管理費	34,583		
固定資産除却損	417	956,904	
	369,623		
入学金収益	53,580		
検定料収益	19,685		
寄付金収益	300		
雑益	7,010	450,198	506,706
損益外減価償却相当額			81,014
引当外退職給付増加見積り額			
教員		20,661	
職員		8,681	
図書館職員		3,941	
外国語研究所職員		1,565	34,848
県出資等の機会費用		64,908	64,908
県立女子大学業務実施コスト			687,476
治 地方交付税相当額			335,014
国庫補助金相当額			2,075
実質県負担コスト			350,387

(注1)県出資等の機会費用算定に使用した利率: 1.5%

(注2)退職給付に係る見積額の計上基準: 職員自己都合による期末退職金要支給額

群馬県立保育大学校

第1 監査対象の概要

1 目的及び経緯

(1)目的

「愛・尊敬・信頼」の精神を教育理念として、児童の保育に従事する保育士を育成する ため、高度な専門知識や技術と共に、幅広い一般教養を習得させることを目的とする。

(2)経緯

群馬県立保育大学校は、児童福祉法による児童福祉施設において児童の保育に従事する 保育士を養成するために設置された。

保育士養成施設の指定については、これまで児童福祉法施行規則(昭和23年)の規定によるほか「保母を養成する学校その他の施設の指定基準について」によりその基準が示されてきたが、今般、「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号)が平成14年4月1日より適用されることになったことに伴い、平成13年6月29日付けで指定保育士養成施設指定基準が定められた。

この基準によれば、指定保育士養成施設は、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格見識を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業教育機関としての性格を有する。この目的及び性格に鑑み、その組織及び施設については、特にその機能が十分に発揮できるように充実されなければならないとされている。

2 主な沿革

年月	3	摘要
昭和 27 年	6月	保母養成施設として開校:群馬県立高等保母学院と称す。
昭和 34 年	2月	前橋市紅雲町に移転。
昭和 42 年	1月	前橋市光が丘町に移転。群馬県立保育専門学院と改称。
昭和 45 年	4月	組織改正:福祉大学校に併合され、福祉大学校保育学科となる。
昭和 49 年	4月	組織改正:群馬県立保育大学校となる。
昭和 55 年	4月	男子の入校を許可する。
平成4年	4月	推薦入校試験を導入する。

3 施設の概要

(1)土地

財産名称	区分	面積(m²)	備考
敷地	公共用	17,752.79	
合計		17,752.79	

(2)建物等の概要

財産名称	延床面積(m²)	取得年月
第一校舎	1,275.10	S42年2月
第二校舎	446.73	S45年2月
寄宿舎	449.97	S43年3月
体育館	675.00	S48年3月
物置その他	231.55	
合計	3,078.35	

(注1): 当初取得価格は、合計112,459千円。

4 大学校組織図

(1)組織図

校 長 ――次長(GL) 吏員

(2)教職員の状況

区分	事務吏員	非常勤職員	小計	非常勤講師	合計
人数	6	4	10	35	45

5 入学者の状況及び卒業生の就職状況

(1) 学生定員

1 学年 60 人である。

(2) 入学試験応募状況・倍率・合格人数・入学人数等

最近 5 年間の入学試験の応募状況・倍率・定員・合格人数・入学人数等の推移は次表の通りである。平成 7 年度より受験者数、倍率とも急増している。

(単位:人)

年度	受験者	内推薦	合格者	内推薦	入校者	内推薦	倍率	内推薦
平成11年	78	(34)	64	(29)	58	(29)	1.22	1.17
12	131	(59)	69	(32)	66	(32)	1.90	1.84
13	111	(57)	69	(37)	67	(37)	1.61	1.54
14	136	(68)	71	(41)	69	(41)	1.92	1.66
15	113	(62)	66	(41)	63	(41)	1.71	1.51

- (注1)表中の()内の数値は推薦の内数である。
- (注2) 平成4年度より推薦入校試験を実施、当初は定員の30%程度であったが、現在は50% 程度である。
- (注3)推薦入学の対象は県内高校在学者に限定されている。一般試験は制限なし。

(3) 入校者の県内出身者割合について

最近5年間の県内出身者割合は、次表の通りである。県内高校の出身者の割合が極めて 高いことを示している。

<最近5年間の入校者の出身状況>

(単位:人)

平成年度	県内高	県外高	短大他	4 年制	その他	合計	県内高校
	校	校		大学			の割合%
11	49	2	7			58	84.5
12	63	1	1	1		66	95.5
13	63	1	2	1		67	94.0
14	63	1	2	2	1	69	91.3
15	58	1		4		63	92.1

(4)卒業生の就職先:

最近5年間の就職先の推移は次表の通りである。私立系の保育所が多い。

(単位:人)

卒業年度	県内保育所			県内施	県外他	合計
平成年度	公立正規	公立嘱託	私立	設		
10	5	0	51	2	9	67
11	5	6	49	0	2	62
12	5	2	38	5	6	56
13	3	2	52	3	4	64
14	2	4	52	3	3	64

当校の就職状況は良好である。現在保育所の求人状況は活発であり、公立保育所の正規職員は狭き門であるが、それ以外であればほぼ100%の就職率であるが最近厳しさが増してきている。

6 財務状況について

(1)「保育大学校費」の支出の推移は次の通りである。

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
保育大学校費		. , , , ,	
報酬	21,670	22,149	22,421
共済費	875	844	962
報償費	1,946	2,271	2,268
旅費	2,156	2,783	2,545
需用費	4,477	4,577	4,275
委託料	1,315	1,451	1,284
備品購入費	1,651	1,073	887
その他経費	1,189	1,455	1,461
経費計	35,279	36,603	36,103

(2)県職員の人件費

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
職員人件費			
給料	27,082	28,072	27,660
職員手当等	15,422	15,514	14,231
共済費	8,562	8,807	8,367
経費計	51,066	52,393	50,258

(3) 県費負担の概算については次のようになる。

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
支出			
保育大学校費	35,279	36,603	36,103
県職員人件費	51,066	52,393	50,258
支出計	86,345	88,996	86,361
収入			
授業料収入	6,561	10,584	14,364
使用料収入	60	59	60
その他収入	21	52	35
収入計	6,642	10,695	14,459
差引県費支出額	79,703	78,301	71,902

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていると認 められた。

第3 意見

1 契約事務について

保育大学校における契約事務について、契約件数は少ないが、随意契約に関して検討 すべき事項が認められる。

(1)契約状況

当校における工事契約等の件数は、次表に示すごとく少ない。1 件当たりの金額でみて も平成 13 年度の指名競争入札の 5,250 千円が最近 3 年間の最高額となっている。

契約形態	見積り件数	平成12年度	平成13年度	平成14年度
指名競争入札		2	1	0
(指名参加数)		(8~9)	(9)	
随意契約		4	6	6
(随契件数)	3者	(3)	(3)	(5)
	1者	(1)	(3)	(1)
契約件数計		6	7	6
A 社契約件数		4	4	4

(2)随意契約について

工事関係支出では特定の業者が工事を請負っている。これは営業が熱心で、しかも下見積もりに協力してくれ、近隣であるとの理由による。また、見積合せでも数社に固定化されている。

しかし、同一業者との継続的な随意契約は、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減 という経済性の観点から改善を要すると考えられる。また、見積合せでも対象業者を限定 せずに広く見積書を徴収する等の対応が必要と思われる。

2 図書の管理について

図書の現物管理については、原簿記載事項、未返還図書の管理など改善を要する事項が認められる。

図書室の蔵書は約6,500冊であるが、兼任者により図書室の出入り管理、返却図書の整理

等が実施される程度である。図書室利用規程はあるものの、帯出時の記録、返却時の記録とも帯出者本人により貸出ノートに記載される状況にあり、自主管理の状況にある。保育大学校の図書購入予算は、平成14年度は50千円であり、購入数も教育施設としては少ない。

(1)図書原簿の記載事項について

図書原簿については、ここ数年間、受入年月日・受入価格等の記載が無く、記載内容は不十分である。購入図書を書架に並べるまでに、分類番号の特定、ラベル作り、その貼付などの作業があるが、図書管理の専門家である司書がいないため、特に分類番号の特定が難しく、作業が遅れる状況もある。

(2)未返還図書の管理について

未返却図書については、貸出ノートを査閲すると、返却予定日を経過したもの、返却予定日欄に記載のないものが散見されるが、実態が明確でないため返却の督促は行われていない。貸出ノートの返却日欄に記載のあるものも含め、事実確認が行われていないため、未返却図書の特定ができない状況にある。

また、年度終了後、貸出ノートは処分されているが、貸出ノートは一定期間保存しておくことが必要である。次に、これまで実地棚卸は行われていないが、専任の図書室管理者もいないので、蔵書管理を徹底するため、重点的に図書の棚卸を実施する必要がある。

3 会計事務及びその他支出について

(1)請求書の日付について

請求書の日付は、必ず記載するよう指導すべきである。

支出に関する業者からの請求書にはほとんど日付が入っていない。請求書に日付を入れないことが慣行になっているものと思われる。いつの請求かを明確にするために業者には請求書に日付を入れるように指導すべきである。

(2)一般会計と保護者会の支出の区分について

学校と保護者会の支出について区分すべき規程等は無く、どちらが負担すべきか曖昧 なものが見受けられるので一定の基準を設定すべきである。

ア 備品購入について

平成 15 年 5 月、学校では甲社から購入した会議用テーブル 5 台分 88 千円、また、同月の保護者会では同じ甲社から購入した同じ会議用テーブル 5 台分 88 千円を支払っている。また、平成 15 年 5 月教室のカーテンクリーニングについて、乙社に対し学校が 71 千円、保護者会が 91 千円支払っている。

これらの取引はそれぞれ一連の取引であり、学校で支払ったもの、保護者会で支払ったものについての差はなく、請求書の宛名はすべて保育大学校名である。また、保護者会と学校の支払区分については規程がない。

保護者会の支出については定期総会で事業計画の承認を受けているが、上記のような 支出がなされていることは保護者会の趣旨とは違うものと考えられる。保護者会の性質 等を考慮して支出については一定の基準を設けるべきである。

イ 保護者会から支出されている工事費について

平成 13 年 12 月に駐車場照明設備工事 404 千円が保護者会から支出されている。特に学生の記念事業でもないし、しかも学校の資産になるべきものであるから、本来は学校が支出すべきものと思われる。

4 群馬県立保育大学校のあり方について

最近、保育に関する大学及び短期大学は急増するとともに、保育大学校の保育士教育の 指導的役割は薄れてきている。これに伴い就職も厳しさが見えはじめている。保育大学 校のあり方について、中長期ビジョンにたった方針を定めることが緊急の課題である。

(1)保育大学校の現状分析:

ア 入校試験の状況について

最近 5 年間の入学試験の応募状況・倍率・合格人数・入学人数等の推移は、監査対象概要の5(2)の通りである。平成7年度より受験者数、倍率とも急増しているが、その要因は経済不況や女性就労者の増加、保育時間の延長(時間外)による需要増等により保育士希望者が急増したためと考えられる。当校は県内でも1番古く(昭和27年厚生省指定)また、卒業生の実績や授業料が安いことも受験者急増の要因となっている。入校者の最近5年間の県内出身者割合は、県内高校の出身者の割合がきわめて高い。

イ 卒業生の就職先:

最近5年間の就職先は私立系の保育所が多い。現在保育所の求人状況は活発であり、 公立保育所の正規職員は狭き門であるが、それ以外であればほぼ100%の就職率であ る。その要因としては、下記の理由で新規保育士の求人が多いことが挙げられる。

前述のとおり、経済不況、女性の就労増加、保育時間の延長(時間外)保育児童の低年齢化(2,3年保育 ゼロ歳児保育)等により待機児童が続出するほど保育所の需要が急増していること。

保育士の労働環境は決して楽なものではなく、早番・遅番等の交代制勤務があり、

また、保育所の超過定員枠の容認(定員数の弾力化)に伴い保育児童数が増加していること。

保育士の賃金水準は決して高くなく、労働環境も厳しいため若年での退職者もかなり多い。

しかし、社会情勢の変化に伴い、卒業予定者に対する保育所等からの求人数は全体的に減少傾向にある。また、平成 14 年度から県内における保育士の養成数が増加したことを受けて、平成 15 年度の就職状況は例年に無く厳しい状況になっている。

なお、保育所は、従来定員を超えて入所させることは禁止されていたが、昭和 57 年度から保育所が不足気味の地域において、年度の途中に緊急に入所が必要となった場合、一定の条件の下に許可定員を超えて入所させること、及び運営費を支弁することができるような特別措置が講ぜられた。

(平成13年度から適用の条件)

- ・年度当初の弾力化 概ね15%
- ・年度途中の弾力化 概ね25%
- ・年度後半の弾力化 無制限

ウ 保育所の運営状況について

(ア)保育所の設置状況

群馬県内における保育所の状況は次表の通りである。施設数は 404 あり、平成 1 5 年 5 月 1 日現在の定員数 37,184 人に対する入所率は 106.6% となっている。

<保育所の設置及び入所状況>

(H15.5.1 現在)

			(70)		
区分		施設数	定員数	入所人数	入 所 率
			(人)	(人)	(%)
市部	公立	71	6,740	7,135	105.9
	私立	187	17,365	19,260	110.9
	計	258	24,105	26,395	109.5
郡部	公立	71	6,929	6,531	94.3
	私立	75	6,150	6,711	109.1
	計	146	13,079	13,242	101.2
県計	公立	142	13,669	13,666	100.0
	私立	262	23,515	25,971	110.4
	計	404	37,184	39,637	106.6

(注)入所率=入所人数÷定員数×100

(イ)県内保育所の職員数の状況

群馬県内における保育所の職員の状況及び新規採用の状況は次表の通りである(平成 15 年 4 月 1 日現在)。保育所の新規採用の人数は 9 0 3 人であるが、保育士の採用は常勤・非常勤あわせて 7 2 7 人となっている。

(単位:人)

区分		耳	哉員の状況	Į.	新規採	採用(平成 15 年)		
		公立	私立	計	公立	私立	計	
主任保育士		289	260	549				
保育士	常勤	1,183	3,126	4,309	186	449	635	
	非常勤	86	247	333	45	47	92	
保育所の職	常勤	2,001	4,436	6,437	225	523	748	
員合計 (所	非常勤	279	633	912	80	75	155	
長等を含む)	合計	2,280	5,069	7,349	305	598	903	

エ 保育士養成校の状況について

(ア)全国の保育士養成校

全国の保育士養成校は、平成 14 年 4 月 1 日現在 386 校ある。このうち、大学が 75、 短期大学が 227、専門学校が 73、その他の施設が 11 であり、保育大学校が含まれる施設 は全国的に減少傾向にある。また、公立の専門校のうち 1 校は来年廃止の予定とのこ とであり、「施設」のあり方が問われている。

(イ)群馬県内の保育士養成校の状況

群馬県内における保育士養成校は平成 15 年度現在では 11 校となっている。公立は 県立保育大学校のみである。入学定員数は 790 人であるが、実際の入学者は定員の 110 ~120%以上と推定される。

< 県内保育士養成校の状況 >

区分	種別	校数	修学年数	入学定員(人)	初年度経費(千円)
公立	施設	1	2	6 0	276
私立	専修校	3	2	1 8 5	1,040
		1	3	5 0	5 5 0
	短大	4	2	4 3 0	1,282
	大学	2	4	6 5	1,427
合計		1 1		7 9 0	

(注)初年度経費:入学金・授業料・その他(教育振興費・設備費等)

各学校とも人気が高く、入校定員数を越えて学生を入学させている。活況を呈している要因としては前に記載した項目のほかに、保育士の資格が国家資格になったこともあげられる(児童福祉法第18条の6)。

授業料等については各校まちまちであるが、本校は県立高校とほぼ同額(年 108 千円)の授業料を徴収している。なお、他の学校の授業料は私学のため、かなり高額である。

オ 業務コストについて

(ア)コストの範囲

保育大学校における平成 14 年度の県費支出は 40,076 千円であるが、大学校の県費 総コストとしては、このほかに県職員の人件費・建物施設の取得費に係る費用も考慮 する必要がある。

(イ)コスト試算

追加事項を含めて総コストの概算を試算すれば次のようになる。

摘要	金額(千円)	備考
支出済み額	40,076	県の一般会計当校の支出額
職員人件費	50,258	当校職員の人件費
建物施設等取得費	2,663	(注1)
退職給与相当額	1,814	(注2)
(計)	94,811	
学生数	(131人)	学生総数
学生一人当たり費用	723	
授業料納付額	108	年間納付額
差引県費負担額	615	

- (注1)建物等の当初取得費の合計額(112,459 千円)を基礎とし、耐用年数は35 年と仮 定して、定額法に準じて減価償却費相当額を試算したものである。
- (注2) 当年度の退職給与は当年度発生相当額を試算したものである。
- (注3)公債利息、土地賃借料相当額等も考慮すべきであるがここでは概算計算ということで省略している。

力 地域貢献

公開講座・研修教育指導

公開の研修教育講座の実態は次の通りである。

- ・平成 14 年 11 月 16 日 「子供の絵はどう見るの?」本校講師 栗原千草 先生 於教室
- ・平成 14 年 1 2 月 1 日 「親子で遊ぼう リズムとダンス」 本校講師 金井憲子 先生 於講堂

公開講座はいずれも参加無料、定員 40 名だが,好評で申し込み超過者は断っている状態である。なお、講師報酬は通常報酬であり、託児アルバイト(26 人程)に本校学生を使っている。

(2)教職員について

ア 学生教育指導

当校の授業は、非常勤講師 35 名と教科担当専任職員 4 名(事務を兼務)によって行われている。非常勤講師の受け持ち時間は概ね週2時限(1時限=1.5時間)又は週4時限と平均化されており極端な偏り等は無い。又、教科担当専任職員4名の兼務も無理の無い範囲に設定されている。

参考: 非常勤講師の報酬について: 1時限=9,200円、2時限=18,400円 なお、兼務職員4名の俸給は、通常の給与の範囲内である。

イ 県職員の人事異動が与える影響について

当大学校の職員は県職員であるために、3年程度で人事異動の対象になる。平成15年9月30日現在の常勤職員6名の勤続年数は、校長1年6ヶ月をはじめとして6ヶ月、1年6ヶ月、3年6ヶ月、2年6ヶ月、6ヶ月と短い。教育という観点からは、3年間程度の短期間では、設立当初の目的である職業訓練校の域を超えることは難しく、優れた指導者の確保や学校運営の充実という効果を期待することは難しいと思われる。

学校教育又は学校運営という特殊要因を考慮した配慮が望まれる。例えば、2 年間の担任期間を 2 回、すなわち 4 年のサイクルにして、半数ごとに入れ替える(常に経験者を残す意味で)等も一法であると思う。

ウ 専任の教科担当職員の必要性について

既に上記アで述べたように、当校では専任の教科担当職員は置かず、非常勤講師 35 名及び専任職員 4 名が教科を担当している。

しかし、教員数については、児童福祉法施行規則第6条の2で概ね学生40人につき1人以上を置くものと保育士養成施設の指定要件が定められており、さらに行政指導(ガイドライン)として、「指定保育士養成施設の指定基準について」平成13年6月29日雇児発第438号によって指定保育士養成施設は、専任の教科担当職員を入学定員50人につき6人以上置かなければならないことになる。

当校は入学定員 60 人 (学生数約 120 人)であることから、専任職員 4 人という人数は指定要件を最小限クリアーしているものと言えるが、ガイドラインに照らしてみると、教育体制を現状のまま継続するとしても 6~7人以上の専任職員を置くことが要請されることになると思われる。また、専任教員に対しては、ガイドラインでは研究室を備えることになっているが、当校には無い。

保育に関する社会環境が変わり、教育機関が職業訓練校的なものから、保育に関する 指導者・教育者を養成するものへと変わってきているものと思われる。

(3)問題点

最近、保育に関する大学や短期大学が急増し、県立の保育士養成校としての所期の役割は終わったのではないかと考えられる今、次の目標が見えてこないのが問題である。施設は老朽化してきており、最近制度が変わり人事面の強化も必要になる状況であるが、保育大学校の今後の方向性や県の指針等は現在のところ模索中であり、これといった結論は出ていないことが問題である。

県立保育大学校の存続に関する意見としては、次のような事項が挙げられている。

< 賛成論 >

民間ではまだまだ質的に充分ではなく、教育水準をリードする意味でも県の運営 が必要である。

保育の仕事は基本的に市町村行政の範疇であるが、人材育成は市町村だけでは無理で、県政としてこれを行う必要がある。

学生 1 人あたり経費は約 72 万円程であり、財政負担はさほどでない。 他県の例では、4 年制大学に移行して民間をリードする方向のものがある。 岩手県

<反対論>

昔(保育士教育をリードしていた時代)はよかったが、現在のような施設のみの 運営方式は中途半端である。学校教育法の学校(短大、専門学校等)ではないので 卒業しても短期大学卒業等の資格が得られない(ただし、保育士という国家資格は 与えられる)。

民間の保育士養成学校が次々と設立されて充実してきており、民間でできるもの は公営で行う必要性がないのではないか。

厚生労働省としても今後の指針については特にはっきりとした指針を出していない。

他県の例では、行革の一環として廃止の上民間に委ねる事例が出てきている。 千葉県、宮城県、東京都

(4)保育大学校のあり方について

今後考えられる方向としては、存続か廃止かの方針決定がまず必要であり、次に、存続 を前提にする場合には現状維持、民間移管(県立の廃止)または4年制大学への移行があ げられる。

まず、現状維持についてであるが、群馬県内における平成 15 年 4 月 1 日現在の保育士の採用は、すでに見た通り 727 人となっている。しかし、採用の内訳をみると県外の養成所から約 150 人が採用されているので、県内の養成所からの採用は 580 人弱と推定される。同年度における卒業予定者はすでに採用者数をかなり上回っており、今後の就職については厳しい状況になると推測される。県立保育大学校の場合は 100%の就職率ということであるが、今後就職が厳しくなるのは当校も同様であろう。

民間の教育機関は県内においても 10 校あり、その内 4 年制大学が 2 校、短期大学が 4 校と充実してきている。

保育大学校は学費が安く、教育の機会均等に資するものであるということも頷けるが、 全ての学生がこの対象になるわけではなく、必要と認められる民間機関の学生に対しては、 貸付制度や補助制度などによる支援手段も考えられる。

県としては業務コスト概算でみるように、平成 14 年度においては県費はあまりかかっていないが、国のガイドラインによれば、今後は教育体制が現状のままでも専任の職員を 6 人以上置くなど人件費が多くなり、専任職員の施設の充実も必要とされている。民間事業と競合する事業に対し県費をかける意味が問われることになる。

県立保育大学校の職業訓練校的な所期の役割はすでに達成している状況であり、県立としての特色が出せない限り、公立の養成施設の存在意義が問われることになる。他県では廃止の方向にあるものもあり、現状維持は、やがて廃止の方向へ向かわざるを得ないと思われる。

次に、民間移管については、今後少子化がさらに進行すると予測され学生数は減少傾向 にあり、また、民間養成校の学生が保育施設等に全員は就職できないなど、過剰状態にな りつつあるので、現状のままの移管は意義が薄いといえる。

さらに、県立として特色を出せる可能性があるものとして4年制大学への移行が挙げら

れる。大学には教授・助教授・助手という研究や教育専門の先生がいるが、大学校にはそういった専任の先生はいず、先生は主に嘱託職員である。これでは大学と大学校との間では教育の質に差が生じて来るのはやむを得ないと思われる。

今後は、保育士についても全人格的教育が必要になり、職業訓練校的教育から教育指導者の養成へ脱皮する必要があると考えられる。県が保育士養成事業を継続する以上は、業界の指導者となり得る保育士を育成することが可能な制度を整える必要があるが、その方法として4年制大学へ移行する事が挙げられる。この場合、設備投資や教員確保など高額な費用がかかることになるが、厳しい県財政を考慮すれば、県立大学を統合してその一学部とすることも考えられる。

しかし、群馬県内における保育士養成制度は2~3年制の学校が多いものの、全国的には4年生大学は既に75校もあることから、すでに啓蒙的な意義は見出せず、県が行う事業としての大きな効果は期待できないと思われる。

保育大学校については、明確な中長期ビジョンを持たず、保育界の指導的立場を築けなかったことが厳しい現実の要因になっていると考えられる。保育士の再教育・研修等の検討を始めたようであるが、従来の教育に徹するか、その場合県費投入の意義をどこに見出すか、あるいは大学に移行するか、廃止も視野に入れて保育大学校の今後のあり方について再検討し方針決定する必要がある。

群馬県立農林大学校

第1 監査対象の概要

1 農林大学校の目的及び経緯等

(1)目的

農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行う。(農業改良助長法第 14 条第 1 項五号:昭和 23 年法律第 165 号)

(2)設立の趣旨及び経緯

本県農林業の振興や活力あるむらづくりを実現し、新しい時代に即応した農山村の健全な発展を図るため、その推進力となる「優れた担い手」の育成と農林業の改善に係る技術・経営指導能力を有する実践指導者を養成していくことが必要となっている。

本校は農業改良助長法に基づき、協同農業普及事業基本要綱に定められた2年制の「農業者研修教育施設」である。大正9年の開設以来数々の変遷をたどり、昭和58年4月に農業大学校と農業経営大学校を統合し、新たに林業部門を加え、農林大学校として開校した。農業の担い手(後継者)育成と就農準備校的な性格を併せ持っているが、農業改良助長法の趣旨に基づき前者の比重が圧倒的に重い。

また、バイオテクノロジーの発達や情報化社会の進展、さらには、農業の国際化等にも対応し得る優れた農林業の担い手を育成するとともに、併せて地域の農林業経営の改善等について指導的役割が発揮できる人材を養成することを目標として平成9年4月に研究部を設置した。

(3)教育の基本方針

本校は、地域農林業の振興や活力ある村づくりを実現し、時代に即応した本県農林業の 画期的な発展を図るため、その推進力となる優れた農林業実践者を育成することを目標と している。

この目標を達成するためには、農林業に関する新しい知識・技術や経営者能力の修得及 び幅広い教養を身につけることが必要である。

そこで、本校における学生教育の展開に当たっては、生産から流通に至るまで理論と実践とを有機的に結びつけた「実践学習」を主体とし、技術・経営者能力を高めることに加え、特に研究過程においては、試験研究機関との連携の下に、より実践的な応用技術等を習得させ、卒業後自らの経営発展と地域農林業振興の中核的担い手として活躍しうる人材を育成することを基本とする。

具体的な指導目標としては、 自営農業後継者の育成、 農業実践者の育成、 農業指導者の育成、 新規就農者の育成、 農業関係の雇用促進を挙げている。

(4)指導方法の概要について

ア 大学校生

実践的指導;午前は講義、午後は実践学習及びプロジェクト学習(個人別目標設定) 教育体制は完全担任制である。基本的に学科は職員2名(午前、午後)及び嘱託1名(午前の講義のみで午後は授業準備で3時30分まで勤務)で構成される。

各々の教員の負担(受け持ち時間)の平準化については、概ね週3から4単位に平均 化されており極端な偏り等は無い。

イ 研修部

研修部の活動としては、農耕用特殊機械の講習、一般県民向け公開講座及び就農準備校(入門コース、専門コース、実践コース)を行っているが、各講座とも好評でその受講者は年々増加しており、活況を呈している。

2 主な沿革

群馬県立農林大学校は、次表に見るごとく県の農林業に関する様々な事業が時代の流れに 応じて統合されて昭和58年4月に設立された。

年 月	農業技術系	蚕業系	農業経営系	農業経営実習系
	農業技術研究所	蚕業試験講習所	群馬県立産業組合	群馬県立箕輪青年道場
大正 9	(大9~昭22)	(大12~昭22)	講習所	(昭9~昭22)
~	食糧増産技術員講		(昭13~昭18)	群馬県立箕輪修練農場
昭和 44	習所(昭16~21)			(昭22~23)
	群馬県農業技術研	群馬県蚕業講習	群馬県農業会講習	群馬県立箕輪高等農業
	修所(昭 23~24)	所	所(昭18~23)	講習所(昭23~24)
		(昭22~29)	農業協同組合学校	
			(昭23~25)	群馬県立箕輪経営伝習
	群馬県立農業講習	群馬県立蚕業講		農場(昭 24~30)
	所	習所(昭29~44)	群馬県立農業協同	群馬県経営伝習農場
	(昭24~44)		組合講習所	(昭30~41)
			(昭25~44)	群馬県立農業高等学院
昭和 44・4	群馬県立農業大学校(昭和44~58)			(昭41~49)
	〔農学科〕	〔蚕業学科〕	[経営学科]	群馬県立農業経営大学
				校(昭49~58)

昭和 58・4群馬県立農林大学校設立: 農林学部・研修部平成 9・4研究部開設

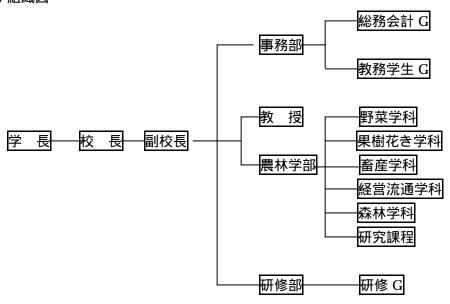
3 施設の概要

土地及び建物等の概要は次表の通りである。

土地の概要			建物等の概要		
財産名称	面積(㎡)	備考	財産名称	面積(㎡)	備考
敷地	101,690.96		教育棟	3,527.95	
畑	115,979.33		研修館	2,040.80	
山林	25,342.00		現場教室	1,440.11	
原野	36,978.00		畜産学科管理実習棟	1,242.04	
田	18,443.00		学生ホール	328.20	
合計	298,433.29		体育館	699.14	
			第一宿泊棟(男子)	2,219.92	
			第二宿泊棟(男子)	2,281.21	
			女子寮	578.51	
			食堂棟	500.00	
			農業用施設その他	16,135.74	
			合計	30,993.62	

4 人員体制

(1)組織図



(2)教職員の状況

県職員が指導者を兼務しているが、教員の資格を有する指導者はわずかである。

(単位:人)

区分	事務吏員	技術吏員	小計	非常勤職員	賃金職員	合計
職員	10	32	42	39	4	86

5 入学者の状況

(1) 入学試験の状況(平成15年4月1日現在)

募集人員 110 人に対して、応募者は 70 人と定員割れの状況である。

(単位:人)

区分	募集人員	応募者	合格者	入校者
人数計	110	70	61	58

(2)学科別入学者の状況(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

学科	定員	応募者			合格者			B/A
	(A)	推薦	一般	計	推薦	一般	計(B)	(%)
野菜学科	25	14	7	21	14	5	19	76.0
園芸学科	20	8	9	17	8	6	14	70.0
畜産学科	25	6	2	8	6	2	8	32.0
経営流通学科	25	6	7	13	6	5	11	44.4
森林学科	15	7	4	11	7	2	9	60.0
合計	110	41	29	70	41	20	61	55.5

(3)研究課程入校試験の実施状況

研究課程の制度はあるものの、平成 15 年 4 月 1 日現在では定員 15 人に対し応募者 1 人であり、このままでは有効に活用されているとは考えられない。

(単位:人)

学科	定員	応募者	合格者
野菜学科	5		
花き果樹学科	5		
畜産学科	3	1	1
森林学科	2		
	15	1	1

6 卒業生の就職先について

最近5年間の卒業生の進路は次表の通りである。

<最近5年間の就職先の推移:4月1日現在> (単位:人)

卒業年度(平成 年度)	10	11	12	13	14	合計	構成比
							(%)
自営・研修後就農	7	14	22	17	15	75	21.9
団体関係:農協、経済連、農協共済連他	9	12	18	12	9	60	17.5
民間企業: 園芸、畜産、林業、農業機械他	32	33	21	25	24	135	39.5
公務員:国家、群馬県、市町村	2	2	5	4	1	14	4.1
進学・研究生等	8	11	5	7	6	37	10.8
就職未定	1	6	2	8	4	21	6.1
学生数合計	59	78	73	73	59	342	100.0
(参考)							
農林大学校 OB の U ターン就農者	5	7	9	8	10	39	

7 財務状況について

(1)「農林大学校費」の資金支出の推移

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
農林大学校費			
報告	68,977	64,415	62,197
共済費	8,083	7,902	9,397
報償費	13,155	12,496	12,651
需用費	61,339	59,441	55,495
役務費	9,376	9,139	8,598
委託料	26,682	28,807	25,416
工事請負費		42,504	
備品購入費	8,677	5,751	6,070
その他経費	6,299	6,018	5,777
経費計	202,588	236,473	185,601

(2)県職員の人件費

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
農林大学校関係			
給料	188,142	192,510	186,032
職員手当等	124,848	125,980	116,016
共済費	59,172	60,109	56,430
経費計	372,162	378,599	358,478

(3)県費負担の概算

			(単位:千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
支出			
農林大学校費	202,588	236,473	185,601
県職員人件費	372,162	378,599	358,478
支出計	574,750	615,072	544,079
収入			
授業料	17,820	16,234	15,345
使用料	461	419	423
財産売払収入	26,742	21,394	27,469
雑入その他	372	481	422
国庫補助金		30,386	
国庫負担金	6,466	6,466	6,466
収入計	51,861	75,380	50,125
差引県費支出額	522,889	539,692	493,954

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、 留意すべき次の事項が認められた。

<指摘事項>

1 物品管理について

物品管理に関して、現物と帳簿とを照合したところ、次の事項が認められた。

重要物品(抽出基準金額上位 100 件、取得価格 181,706 千円)について実査。管理については全体として適切に行われているが、次の事項が認められた。

コーンハーベスター(酪農 産業用機器類 1512 千円)は、新しいものを買ったため今はほとんど使っていない。部品を再利用できることもあるので、保管してあるが、利用していないのであるから、廃棄処理が妥当である。

フォーレージハーベスター(十二本松)1台は廃棄処理済みのはずであるが、備品 台帳に記載されている。理由は台帳処理が9月になっているから。15年3月に廃棄 処理しているのであるから、速やかに備品台帳上も削除処理をすべきである。

椎茸の乾燥機及びこんにゃく土壌消毒装置は、代替品を使用しているため稼働していない。

2 会計事務について

会計処理に関して、次の事項が認められた。

(1)直接外部販売における現金について

野菜類は、農協に出荷される以外に、直接外部に販売(以下「直販」という。)されている。この直販において、つり銭は当日の販売担当者が個人の金銭を用意するということであるが、学校側であらかじめ一定額のつり銭を用意しておき、直販日毎にその日の販売責任者に渡し、売上代金の精算時につり銭も同時に精算すべきである。

(2)収入徴収の方法について

学生から徴収する諸経費について、必ず納める必要のあるものと任意のものを明確に区分する必要がある。

(3)学校徴収金の会計処理について

規約のない会計については、規約を作成し、責任、管理、報告体系に透明性を持たせる 必要がある。

第3 意見

1 支払契約事務について

指名競争入札及び随意契約の事務処理については、指名業者の選定方法、同一業者との 継続契約及び一者随意契約などに改善すべき事項が認められる。

(1)指名競争入札:(石油関係)

ア 指名業者の固定化について

石油関係の単価契約については指名競争入札としているが、平成 12 年度から平成 15 度まで指名業者に変化はない。(ただしガソリンについてはスタンドを持つ業者に変更されているが。)学校側からは「迅速な納品」「安価な移送コスト」「県の出納局の名簿に登載されていること」等の理由から業者を選定しているとのことである。

<以下石油関係の単価契約の状況>

T:th	亚世 10 年度	亚代 10 年度	亚武 14 年度	亚世 15 年度
石油	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
A 重油	4者	前年度と同一	前年度と同一	前年度と同一
	A1	同左	同左	A2
レキ゛ュラーカ゛ソリン	3者	前年度と同一	随意契約に変更	前年度と同一
	B1	B2	B3・B4(注2)	B4
白灯油	4者	前年度と同一	前年度と同一	前年度と同一
	C1	C2	C1	C3
軽油	4者	前年度と同一	前年度と同一	前年度と同一
	D1	D2	同左	同左
LPG	3者	前年度と同一	前年度と同一	前年度と同一
	E1	同左	同左	同左

(注1)表中の上段は指名業者数、下段は契約者を示す。

(注2)スタンドのある業者に変更

指名業者の選定は、県指名業者名簿(Aランク)及び近隣地域の情報を勘案し、施設から距離的に近い業者を優先的に行う方針である。指名入札は一般的な手続であり、当大学校の地域性はあるものの、指名の対象となる業者が数社に限定されているとは考えにくいが、結果的には指名業者は固定的になっている。

実務上の煩雑さを避けるためには、指名業者を固定化したほうが事務執行は容易である場合もあると思われるが、指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保等の観点から望ましくない。指名業者選定時における検討対象業者の拡大や指名業者の適切な入替の実施等を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。

(2)単価契約における予定価格の設定について

ビートパルプの単価契約の推移は下記の通りである。

(単位:円)

契約事項	12年度	13年度	1 4 年度	15年度
ビートパル	23,000	34,000	33,500	33,000
プ	契約 A	同左	同左	同左
	指名入札	指名(2者)	指名(3者)	随意(4者)

平成 12 年度から 13 年度にかけて極端に値上がりしているが、その原因は学校側から「年度内の単味飼料が大きく上昇している」ためとの説明があった。その説明資料のうち農協からの時価資料では、平成 12 年 4 月に 31,200 円、平成 13 年 4 月に 37,700 円となっており、たしかに時価は上昇している。一方学校の予定価格は平成 12 年度 23,000 円、13 年度 42,000 円となっている。

特殊な飼料なので扱い業者が少ないとのことであるが、一方で時価の資料もあることから、適切な予定価格の算出はそれほど難しくはないものと考えられる。これまでの学校の予定価格は、時価との連動性が少ないものと思われるので、今後は予定価格の設定には慎重な対応が必要である。

(3)委託契約について

最近3年間の委託契約の契約状況は次の通りである。

(単位:件数)

契約形態	見積もり件数	平成12年度	平成13年度	平成14年度
指名競争入札		2	2	2
(指名業者数)		(3)	(3)	(3)
随意契約		8	9	9
(随契件数)	3者	(4)	(5)	(5)
	1者	(4)	(4)	(4)
契約件数計		10	11	11

(注1)指名競争入札は同一業者が落札している。

(注2)随意契約については、7件が同一業者の継続契約になっている。

ア 同一業者継続契約について

随意契約のうち、平成 12 年度から平成 14 年度まで同一業者と継続的に契約している ものが、指名競争入札が 2 件全件、随意契約が 9 件のうち 7 件と非常に多くなっている。 同一業者との継続的な契約そのものが必ずしも問題になるとは限らないが、指名入札に ついて指名業者数も落札者も同一ということは、入札制度が形骸化していることになる。 また、同一業者との継続的な随意契約、しかもそのうちの多くのものが同一業者随意契 約になっていることは、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済性の原則の観点から見て、制度の有効活用に関して疑問が残る。同一業者との継続契約は、業者との契約価格に関する客観性、合理性に関して疑義が持たれる要因となり、しかも契約価格が同一で推移しているケースも多く、契約事務の管理についてさらなる改善が必要である。

イ 1 者随意契約の見直しについて

平成14年度は、委託契約延11件のうち、1者随意契約になっているものが4件ある。 例外処理としての合理的な理由がある場合として理由の明示も行われているが、1者随 意契約の理由については、例えば保安業務など、検討すれば3者以上の見積合せを実施 することが可能なものもあると考えられ、業者との契約価格に関する客観性、合理性の 確保、経営管理の効率化等の観点から、可能な限り3者以上の見積合せを実施するよう 改善されたい。

2 棚卸資産管理について

棚卸資産管理については、管理規程等の整備及び実務への応用等を検討すべきである。

(1)棚卸資産管理規程等の整備・活用について

農産物販売等は、事業として行っている認識が無いため、材料等も含め学校としては棚卸資産の概念が無い。したがって、農産物売払いについては県財務規則第227条が適用されるものとして所定の生産物売払決議票、生産物売払出納簿等による管理が実施されているにとどまる。

農産物・材料等とも在庫期間が極めて短期の状況にあり、肥料・薬品・資材等については、学科ごとに必要最小限の購入が図られているとの説明であるが、在庫状況の知れる資料はなく、共通材料がどれだけあるかなどの状況も不明であった。

材料等については、所在場所別・品目別の受払管理、実地棚卸等の実施を織り込んだ管理規程を整備し、活用する必要がある。特に実務的な指導者育成の観点から、在庫管理や棚卸の意義・方法など実務教育に活用していくべきである。

(2) 農薬の扱いについて

農薬の保管庫のカギは各学科の職員(先生)が保管していて、学生が個人でカギを使うことはできない。実際に利用するときは、先生自らが保管庫のカギを開けて、必要な量だけを使用するようにしている。また、農薬の保管庫が外部から識別できないように、農薬が入っていることを明示していない。危険性の高い農薬(例殺線虫剤 DD92)についても、ほぼ年間を通じて使用していることもあり、棚卸はしていない。その他の農薬も、数量管理はしていない。

県の農薬の取扱規程に準拠して行っているが、リスクは、学校以外の部外者のみならず、 教職員・生徒も含めたところにある。どの保管庫にどの農薬がいくらあるか管理責任者は 把握しておく必要がある。施錠だけの管理では十分とは言えず、特に重要性あるいは危険 性の高い農薬については、数量管理をすべきであると考えられる。数量の把握が出来ては じめて、紛失・盗難等の事実を把握することができる。

3 図書管理について

図書の管理については、議事録等の保管、未返還図書について改善を要する。

図書室の蔵書は約1万冊あるが、数年前に司書が退職して以来専任者もなく、回り番により図書室の出入り管理、返却図書の整理等が実施される程度にとどまる。図書室利用規程はあるが、帯出時の記録、返却時の記録とも帯出者本人により貸出ノートに記載される状況にあり、ほとんど自主管理の状態にある。

図書の現物管理については、管理体制、運用状況とも未整備の状態にある。

(1)購入希望図書の選定手続に関する議事録について

教務課担当者、各学科長から構成される図書委員会にて年度ごとの購入図書が選定され、 それにもとづいて総務課にて物品購入等回議書が起案される。平成14年度の85冊一括 の購入に関して、その発注の元となる図書委員会の図書選定に関する議事録が保管されて いなかった。

対策としては、物品購入等回議書の起案部署では図書選定議事録を保管するようにし、 図書委員会としても管理者を特定し、議事録保管すべきである。

(2)未返還図書の管理について

貸出ノートを査閲すると、返却予定日を経過したもの、返却予定日欄に記載のないものが散見されるが、実態が明確でないため返却の督促も含め、罰則の適用もされていない。 貸出ノートの返却日欄に記載のあるものも含め、事実確認が困難の状況にあるため、未返却図書の特定ができない状況にある。

日常の管理を改善するためには、定期的に循環棚卸等を実施して、亡失図書の実態を明確にし、必要に応じて除籍処理を進めるべきである。パソコン導入等を再検討し、それに合わせて一斉棚卸を実施し、管理体制のスタートを図ることも考えられる。

4 研修館の使用状況について

大学校の敷地内には、研修館などあまり利用されてない施設がある。

研修館の使用率低下に伴い、平成 15 年 6 月から常設していた研修部職員室等を移動し、研修館で発生する冷暖房・水道光熱費等の圧縮に努めている。(研修室の使用や研修生の宿泊等があるとき以外は施錠状態。)

平成 14 年度の宿泊室は 8 室 (8 人用) あるが、その使用日数は 49 日、延べ宿泊者数は 162 人である。研修室は 3 室 (定員 30 人 50 人 100 人) あるが、その使用状況は年間延べ 7 回使用されただけである。

施設の老朽度等を考慮すると、現状の使用率を高める努力をするのか、売却・閉鎖・廃棄を検討するのかという時期にさしかかっているものと思われる。有効活用の方法を、農林大学校のレベルだけでなく、県および周辺市町村他の関係者を含めて議論すべきではないかと考える。

5 会計事務関係について

(1)一般会計と生活雑費会計との区分について

平成 13 年度一般会計でロッカーを 229,950 円で購入したが、47,880 円だけ予算オーバーしてしまうため、オーバー分を生活雑費会計に負担させている。これにあわせて納入業者に 47,880 円分について、別請求書を手書きで作成させているケースがあった。一般会計と生活雑費会計では、その取扱いを峻別することが必要である。また、このような内部事情について外部の業者を巻き込むことは問題である。

(2)修繕費・水道光熱費について

学生寮の修繕費については生活雑費会計と一般会計に計上されているものがあるが、この区分が判然としない。現状では学生から寮費を徴収して寮の運営をしており、これを別会計で収支計算していることからすれば、生活雑費会計が負担するべき修繕費は理論的には限定的に定義されるべきものと思われる。一方学生寮の水道光熱費は一般会計で負担しているが、これは学生の生活に直接関わる費用であることから学生も応分の負担をするよう見直す必要があると考えられる。

6 学校徴収金の取扱いについて

学生納付金のうち、授業料は県の一般会計の歳入とされ、教科書代・寮費・自治会費等 は学校徴収金として県の歳入歳出外の処理になっている。また、公開講座についても歳 入歳出外である。この会計処理について改善すべき事項が認められる。

(1)学校徴収金に関する歳入歳出外の会計について

ア 現状分析:

歳入歳出外の会計単位としては、振込会計・給食会計・生活雑費会計・後援会会計・

自治会会計・同窓会会計の6つの会計単位がある。

<授業料・諸経費一覧>

(単位:千円)

区分	会計単位	1 年目	2 年目	備考
県の一般会計	県の一般会計歳入		111.6	授業料
	振込会計	262.5	74.5	教科書代・傷害保険・機関紙代・
歳入歳出外				作業服・パソコン代・卒業アルバ
処理				ム代・卒業記念品・その他
	給食会計	181.0	145.0	食費・給食会費:(注1)
〔経費徴収〕	生活雑費会計	46.0	46.0	寮費・寮修復経費等
	後援会会計	30.0	30.0	後援会費:(注2)
	自治会会計	13.0	13.0	自治会費
	同窓会会計		10.0	同窓会費
	小計	532.5	318.5	
合 計		644.1	430.1	

- (注1)食堂で働く人の人件費、消耗品費、水道光熱費は、県費の委託料、水道光熱費で 賄われている。
- (注2)後援会活動(卒業生への記念品、榛の木祭への参加費、先進農林家等体験学習費、 部活動援助、寮暖房費補助、海外研修助成金等)に充てられている。

イ 問題点:

(ア)振込会計;

帳簿残高の差異分析の必要性について

平成 14年3月末において、初めて帳簿締め切り事務を実施するまで、締め切って 残高を確認する手続きを実施していなかった。その影響もあり、同年度末における 帳簿残高は 950 千円あるが、本来あるべき残高は海外派遣関連の 600 千円 + 利息の みのはずであり、不一致になっている。差額を分析する必要がある。

学生に対する事務サービスの必要性について

本来、学生が個別に支払いをすべきと思われる、教科書代、パソコン代、機関紙代等、さらには入学時に手交される「授業料・諸経費一覧表(概算)」に掲載されていない各個人レベルで受験している模擬試験代等まで、本会計に振り込ませており、結果として、学校事務局が集金の取りまとめ事務を行っていることになっている。 県費が人件費として投入されている職員が、公務として実施すべき範囲の業務なのか、寮生主体で振り込み手続きを自ら実施しにくい環境にあることを考慮しても、再度検討してみる必要があると考えられる。

また、本会計から農協観光に支払われている海外派遣代金の領収証が各個人宛に

発行されているが、このような事実も、本口座は個人が実施すべき事務の代行(= 過剰サービス)をしていることの証左ととれなくもない。

(イ)給食会計

給食会計の規約の存在について

本会計を運営するに当たっての規約が存在しないようである。(本会計の銀行口座名は「農林大学校 給食事業協力委員会」となっているが、少なくとも監査当日は、委員会規約等は提示されていない。)

従って、収入規模 27 百万円に対して、繰越金残高が平成 15 年 3 月末で 7.8 百万円もあるが、この金額の還元方法等が定められておらず、厳密な処理としては単年度ごとに精算すべきであると考えられるが、処分できない状況にある。

なお、この残金については、その後、後援会会計に振替えて後援会の了承を得た うえで取扱いを決める方向で検討されている。

欠食の場合の代金返還額決定の曖昧さについて

欠食の場合に、学生、職員に対して代金の返還を行っているが、平成 14 年度における返還金単価は、1 食当り学生 1,000 円、職員 360 円と不一致である。払っている金額、食事の内容は同一であるのに、不可解である。また、1 食 1,000 円の返還というのは、原価に比べて戻し過ぎではないかと思われる。

本会計の採算悪化を理由として、欠食の場合の返還金を平成 15 年度から 1 食 300 円に変更しているが、誰がどんな権限で変更しているのか、また現在の食費をどのような根拠で決めたのかも不明確な状況であるので、権限・責任を明確にする必要がある。各年度間の負担関係がアンバランスにならないように配慮することも必要である。

(ウ)生活雑費会計

生活雑貨会計の規約の不存在について

本会計を運営するに当たっての規約が存在しない。当然、誰が繰越金等を処分できるのかといった権限も明確ではない。寮費の設定根拠も不明確である。

責任所在不明の預金口座からの振替入金について

平成 15 年 3 月 28 日付けで本口座へ「歴代積立金の入金」として、2,822 千円の入金があったが、これは平成 2 年 11 月 15 日に作られた群馬銀行定期預金「群馬県立農林大学校教務課代表」口座からの入金である。本口座がどのような資金の口座であったかは明らかではないが、農林大学校の統合前から引き継がれてきた資金で、今回、表に出して生活雑費会計に取り込まれた。この点は、透明度のアップという点から評価できる。

しかし、過去において、この定期預金口座から3度(H5/11・6/10・8/6)引き落としの記録が残されているが、その使途の記録が曖昧になっているので、今後資金の取扱いには十分注意する必要がある。

ウ 対策:

(ア) 各会計共通の対策について

規約のない会計については、規約を作成し責任、権限、報告(決算、精算を期間単位で実施する)の体系を明確にする。

会費等を原価に合わせたレベルに見直す。年度間の負担関係の見直しも行う。 学校徴収金に関する口座等について、すべて公にする。

県費で負担すべき範囲、受益者負担の範囲を明確化する。

(イ)歳入歳出外処理の対策について

学校側の見解では、県の会計に入れると収入が一般財源になってしまい、支出は別調定であるから必ずしも全額が予算化されない恐れがあり、機動性、柔軟性に欠けてしまうとのことである。確かに一理あるが、歳入歳出外現金の容認の根拠としてはなり得ないと思う。何らかの方法で支出金額を確保の上、歳入歳出外処理を解消すべきである。

自治会費、後援会費、同窓会費については決算報告が行われているが、それ以外の 諸経費については学内のみの収支計算となっていて公表されていない。県の財務収支 に取り込むことが困難であっても、少なくとも学生を含め関係者に公表すべきであり、 また、県の検査対象にすべきであろう。

(2)公開講座実費徴収の歳入歳出外処理について

平成14年度「農と食のふれあい講座」は活況を呈し、延べ312名の参加者があった。 各講座で使用される教材等については、参加者から実費として徴収し業者の支払いに当て ているが、その収支については県の歳入扱いとせず歳入歳出外処理している。平成14年 度の収支概要は、収入163千円、支出130千円、残金33千円であった。

この公開講座は、当学校すなわち群馬県が行っている活動であり、その収支金も当然県の会計に取り込むべきであると考えられる。県の帳簿に記載しない(歳入歳出外処理)ということは、管理・統制の外におくことになるので、残金は一般会計の雑収入に組入れるなど、その取扱いについて検討する必要がある。

7 群馬県立農林大学校のあり方について

農林大学校は、農業の後継者育成及び農業全体の維持発展に寄与することとされているが、定員割れという厳しい現実がある。教育の質の向上を図り、魅力ある大学校を目指

し、中長期計画に基づく自主的な大学校運営が可能な体制を組織する必要がある。

(1)現状分析

ア 入校生の状況について

(ア)入校生数の推移

農業情勢が大きく変化している中で、農林大学校への進学を希望する学生は、年度により多少の変動はあるものの減少傾向にある。定数及び入校生数の推移は次表の通りである。

< 農林学部 > (定数110)

平成年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
入校生数	106	91	92	66	86	75	80	63	74	58

<研究部> (定数15)

平成年度	9	10	11	12	13	14	15
入校生数	5	6	7	7	5	1	1

養蚕業や畜産業の低迷等により、学科ごとの定数と入校生数に大きなアンバランスが生じている。森林学科は平成 11 年度まで安定していたが、最近は定数割れが大きくなりつつある。これは、就職志向の学生が多い学科にあって、目標の一つである県職(林業職)の採用が 3 年続きでゼロであったことなど就職難の影響があるものと考えられる。また、平成 14 年度から研究部の入校数が急に少なくなっている。

(イ)入校生減少の要因: 下記要因が考えられる。

少子化と大学進学の高まりで、大学や短大、各種専門学校との競合が避けられない。 また、農業高校に対する4年制大学の推薦入学枠が拡大しており、その影響を受け ている。

先進的な教育設備への対応が遅れている。

核家族化や個室生活が一般的になり、本校の全寮制は、敬遠される傾向にあり、受験生の不安要因となっている。

卒業後の進路、就職に対する不安。 農林関連会社の景気低迷による就職難及び関連団体への就職減少によって卒業後の進路、就職に対する不安が増加している。

(本校は学校教育法の学校ではないのでこれまで無料職業紹介事業は禁止されていた。 しかし、この制約も平成15年6月改正公布され、届出制になった。施行は公布後9ヶ月以内 とされる。従って、就職活動は大学校の対応次第となった。)

(ウ)現在の対応策

次の対応策を実施しているが決め手に欠け、入校生減少に歯止めがかかっていない。 農業高校長及び農場長会議の開催、 高校進路担当者、農業総合事務所経営普及 部及び普及センター担い手担当者会議の開催、 高校訪問の実施、 各農業高校進路 相談会へ参加、 「緑の学園」の開催、 インターネットによる PR

イ 県外出身者の状況について

県外出身者の状況は次表の通りである。平成 13 年度県外出身者 5 名は、 森林学部があるのは群馬県を含めて全国で 6 校のみであるので他県から入学した、 他県の子弟の親戚が群馬県にあり入学してきた等のことである。

(単位:人)

平成 年度	1 2	1 3	1 4	1 5
県外出身者	3	5	0	0

ウ 卒業生の就職先について

最近5年間の卒業生の進路は次表の通りである。就職は比較的良好であり、農業関係の就職先が圧倒的に多い。ただ、自営・研修後就農は年平均15人でその比率は21.9%と低く、後継者育成という基本目的を達成しているとは言い難い状況である。地域的にはほとんどが県内に就職している。

<最近5年間の就職先の推移:4月1日現在> (単位:人)

、政定の中間の続起のの語が、十八十	H -70 I.	<u> </u>				(十四	• / \ /
卒業年度 (平成 年度)	10	11	12	13	14	合計	構成比
							(%)
自営・研修後就農	7	14	22	17	15	75	21.9
団体関係:農協、経済連、農協共済連他	9	12	18	12	9	60	17.5
民間企業: 園芸、畜産、林業、農業機械他	32	33	21	25	24	135	39.5
公務員:国家、群馬県、市町村	2	2	5	4	1	14	4.1
進学・研究生等	8	11	5	7	6	37	10.8
就職未定	1	6	2	8	4	21	6.1
学生数合計	59	78	73	73	59	342	100.0
(参考)							
農林大学校 OB の U ターン就農者	5	7	9	8	10	39	

エ 研修部の活動状況について

開放講座及び就農準備校の状況については、研修部の活動として、農耕用特殊機械の 講習、一般県民向け公開講座及び就農準備校(入門コース、専門コース、実践コース)を 行っているが、各講座とも好評で、主要講座である「ぐんま緑と大地の学校」及び「農業機械研修講座」の受講者は年々増加しており、活況を呈している。

< 主な研修講座と参加人数 >

(単位:人)

平成年度	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	合計
農と食のふれあい講座	820	427	267	321	312	2,147
ぐんま緑と大地の学校		54	56	68	70	248
緑の学園	111	90	87	93	75	456
食農教育支援		250	162	182	269	863
海外農業研修生受入れ	72	41	79	128	43	363
農業機械研修	740	892	948	1,118	1,126	4,824
合計	1,743	1,754	1,599	1,910	1,895	8,901

< 上表中の各講座の概要 >

一般県民を対象に、野菜・果樹の栽培及び加工講座を行っている。

将来農業を志す人を対象に、農業についての基本的な知識や技術を学べる学校(就農準備校)を開校している。この講座の人数は生徒数であり、入門コースは6回、専門コースは25回の講座を受ける。平成14年度の延べ人数は入門コース342人(57人×6)専門コース325人(13人×25)となり、合計667人と主要講座になっている。

農林業を志す高校生を対象に、夏休みを利用した農林業体験学習を実施している。

幼保育園・小中学生を対象に農作物の収穫作業や食品加工を体験できる講座を開講している。

海外の農業研修生・アジア農高生を受け入れている。

農業者を対象に、各種農業機械の整備や運転操作の研修を行っている。

オ 業務コストの概算試算

大学校における平成 14 年度の県費支出は 206,330 千円であるが、農林大学校の県費総コストとしては、このほかに県職員の人件費・建物施設の取得費に係る費用等も考慮する必要がある。追加事項を含めて概算総コストを試算すれば次表のようになる。

学生一人当たり県費は約4,400千円となる。国の方針でもあり、農業後継者育成上は必要とされるとしているが、他の県立大と比較して一人当たり約4,400千円の県費負担は高額である。

なお、歳入については、生産物売払い収入が27,396千円(1人当り203千円)、授業料が1人当り111.6千円となっている。

<業務コスト試算:平成14年度>

>K3/3 - > (H>V>- 1/2/V = - 1/2		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	,	
摘 要	農林大	研修部	合計	備考
職員人件費	305,539	52,939	358,478	注 1
支出済み額 (その他の人件費)	78,563	5,684	84,247	注2
支払済み額 (人件費以外の経費)	113,066	9,017	122,083	注3
建物施設等取得費	83,775	14,128	97,903	注4
退職給与相当額	13,250	2,295	15,545	注5
(計)	594,193	84,063	678,256	
学生数 (人)	(135)			
学生一人当たり費用	4,401			

(単位:千円)

- (注1)農林大学校の職員人件費:大学校費とは区分されている。
- (注2)県一般会計の農林大の支出額の人件費。
- (注3)県一般会計の農林大の支出額の人件費以外の経費。
- (注4)建物の当初取得費の合計額(3,807,354 千円)を基礎とし、耐用年数は 35 年と仮定して、定額法に準ずる減価償却費相当額を試算したものである。
- (注5)退職給与相当額は、平成14年4月1日現在の在籍者を対象とし、年度末要支給額 をベースに当年度発生分を試算した。
- (注6)公債金利、土地賃借料等も考慮すべきであるが、ここでは概算計算ということで省 略している。

(2)問題点

児童数の長期的な減少、大学校運営における多額の業務コスト、農林業関連環境の激変、市況の低迷及び県予算の逼迫等の要因を考慮すると、開学当時の状況と環境が激変しており農林大学校のあり方を見直す時期に来ていると思う。特に農業の担い手(後継者)育成という第一義的な目的だけでは農林大学校の存続が危ぶまれる状況であると思う。

また、大学校の運営においては、必ずしも収益性や効率性の追求のみが必要とされる訳ではなく、県が管理運営する大学校として重要なことは、県民がコストを負担したこと対する効果の追求であろう。平成15年に上程された地方独立行政法人法の制度の基本理念は「公共性」「透明性」「自主性」であり、その手段として「自己責任」「企業会計原則」「ディスクロージャー」「業績給与制」が掲げられている。

本校は、地方自治体が設置運営する大学と類似の大学校であり、この制度の基本理念が 相当するものと考えられる。実際には行政がコストをかけて運営していることの意義、成 果、評価に関する説明責任が果たされているとは言えない状況である。

(3)農林大学校のあり方について

ア 定員割れについて

農林大学校の位置づけは、就農準備校として後継者育成・農業全体の維持発展に寄与することとされる。しかし、定員割れという厳しい現実があり、これは全国的にも同様の傾向にある。平成14年度現在、全国で43校の道府県農林大学校があり(概ね各県1校)、定員は25名から115名とまちまちであるが、群馬県の定数は学部110名・研究部15名と全国でも2位ときわめて多い数である。1位の鹿児島県は定員115名であるが、入校者も112名とほぼ定員を満たしており、群馬県の入校率は全国でも低い。

現在の定員に対し入校状況は定員割れしているので、定員数の削減を検討されたい。 農林大学校の設置は「農業改良助長法」に基づいており、農業政策上必要な措置で業務 コストの多寡にはかえられないという意見もあるが、やはり程度問題でありコスト意識 は必要である。

学校側の話では定員を減らしても学科数が同じなら、教師数は同じ数が必要となるので、学科を減らしたほうが有効だが、学科を統合すると専門性が希薄になり、浅く広くになってしまうので無理であるとの事である。しかし、現状に合わせた適正規模に定員を見直し、群馬県の特色に合わせた学科の再編が必要であると思われる。

次に、時間はかかるが、特色を生かし、実践教育施設の有効活用を図り、試験研究機関との連携の下に、より実践的な応用技術等を習得させる方法を検討すべきであろう。 また、人気のある研修部を見直し、重点を移していくことも必要ではないかと思われる。

イ 寮制度について:

(ア)制度の趣旨と寮の自主運営について

「協同農業普及事業基本要綱」によれば、「農業者研修教育施設においては、経営部門の維持管理に責任を持って当たらせることを通じて農業者としての自覚、対応能力を養うとともに、共同生活及び教科外活動の体験を通じ、自律と協調の精神の涵養を図る上から、全寮制とするが、その運営に当たっては、研修生の自治活動を助長し、研修生と指導職員の運営体制の強化を図るものとする。」としている。

寮運営の現状は、運営委員会規程はあるものの、議事録を見る限り運営委員会においては研修生の要望事項を聞く程度に留まっていて、収支決算報告等はしていない状況である。自治活動を助長するに当たっては、収支に関しても自覚と責任を持たせることが必要であるのではないか。自治活動の意味づけ、寮生指導に工夫を要する。

(イ)全寮制の見直しの必要性について

全寮制については検討されているが、結論的には全寮制を維持していく方向にある。 しかし、平成 12 年 3 月これまでの要綱が廃止され、新たに指針・ガイドラインが公表 され、全寮制は指導指針となり、県においても平成 12 年から 14 年度に試行され、平 成 15 年度からは、2 年生は寮と通学の選択が認められた。寮から出て通学している学 生は、平成15年9月現在では26人となっている。

受験生の側から見ると全寮制が問題で、高校生には人気がない原因の一つとのことであるが、今後、1 年生についても選択性を採用すればこの問題は解決すると考えられる。全寮制が受験生の不安要因になっているとすれば、その見直しを検討するべきであるう。

ウ 教育を前提にした人事体制の検討について

農林大の教育の特色は、体験を通して学ばせる実践教育、師弟同行の教育及び全寮制にあるとされている。ところが、職員は定期異動があり平均的には在職3年以下の職員が76%を占めており、これは全国的にも同様な傾向にある。

県職員は主に農業改良普及員であり、農業試験場、農業改良普及センター及び当大学校ではそれぞれ農業改良普及員が必要であるが、この職員が年々減少しているため、人事異動で短期的に回転せざるを得ない状況にある。また、農政部における人事については、退職者に対する職員の補充は少ない。このため農林大の人事のみを考えるわけにはいかず、研究員、普及員等の全体の人事異動を考慮せざるを得ず、同校の職員も3年程度の異動になっている。

しかし、教育という観点からは3年間程度の短期間の在職期間では指導者・教育者の 養成及び学校運営の充実という点で、効果はあまり期待できないと思われる。本校にお いては、後継者育成校として施設の投資は大きく、その維持にもコストがかけられてい るが、教育施設としての経営資源として重要なのは、人材及び知識・情報であると考え られる。従って、一定期間人材を確保し、知識や情報を蓄積し、教育や研究に生かして いく仕組みの確立が必要である。

現在の人事異動は、農業改良普及員という純粋に技術職的な観点から行われているように見受けられるが、学校教育又は学校運営という特殊要因を考慮した対応が望まれる。 例えば、2年間の担任期間を2回、すなわち4年のサイクルにして、半数ごとに入れ替える(常に経験者を残す意味で)等も一法であると思う。

<県職員の在職年数の状況> 平成15年4月1日現在 (単位:人)

項目	~2年	~3年	~4年	~5年	5 年超	合計
群馬県立農林大学	25	9	3	1	7	45
校 (%)	(56)	(20)	(7)	(2)	(15)	(100)
関東甲信越 10 校	178	73	34	15	36	336
(%)	(53)	(22)	(10)	(4)	(11)	(100)
道府県合計	541	215	113	62	134	1065
(%)	(51)	(20)	(11)	(6)	(12)	(100)

エ 収支計算の開示、説明責任について

農林大学校の収支については、県の一般会計に組み込まれていて、収入と支出の対応 関係は直接的には行われていない。支出に関しては、農林大学校科目はあるが、県職員 の人件費は、所管課である農業技術課(現担い手支援課)の全職員の人件費に含まれて いる。

校生が納める学費のうち、授業料は県の収入とされるが、学校徴収金である諸経費相当分については歳入歳出外収入として農林大学校独自の収入となっている。歳入歳出外収支については項目ごとに別会計が組まれていて、それぞれ収支計算が行われている。このため、大学校全体の収支が見えない。教育にどれだけの県費が投入されているか理解するためにも全体の収支計算書を作成する必要があり、また、行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関する説明責任がある。

オ 農林大学校のあり方について

農業生産地は世界各地域にあり、農産物の輸出国も多い。しかし、世界の食糧生産は充分とは言えず、食料不足で悩んでいる国や民族も多くある。また、世界人口の増加は年々著しく、食糧不足の危機は常に付きまとう問題である。日本の農業としては、自給率の向上が重要なテーマであるが、このためには農産物の生産者が必要である。

最近、農業後継者になるケースは、農業関係大学卒、農林大学校卒、兼業農家、Uターン、会社員等からの転職などさまざまであるが、農業人口の減少化の傾向にある現在、後継者育成は意義あることと思料される。

次に、財政上の問題としては、学生 1 人当たり業務コスト年間約 4,400 千円は県費がかかり過ぎの感がある。学科再編等による経費節減を実施すると共に、学生も受益者負担として寮の食費等の実費負担すること、さらには授業料の値上げの検討も必要になると考えられる。

さらに、定員割れすなわち人気の無さは、存在意義の薄さの表れと考えられ、その意味では特に研究部存在の意味づけが難しくなる。時代の要請があれば授業料が高くても人が集まることからしても、希望者が少ないことはその時代の要求にマッチしていないことの表れではないかと思われる。農林業環境の激変、市況の低迷及び県予算の逼迫等の要因を考慮すると、定員の大幅な見直し、学科の大幅な再編を含めた大変革を必要としている時期に来ている。農林業は広い視野と長期ビジョンが重要であり、行政上は、時にはその時代の人気に左右されず世代を超えた洞察のもとに政策を実行する必要もあると考えられるが、英断を期待したい。

なお、本校は農業後継者育成を主体とした大学校であり、必ずしも地方独立行政法人への移行が最適の手段となるとは限らないが、地方独立行政法人法の基本理念である「公

共性」「透明性」「自主性」の確保は県の設置運営する大学校としては当然の責務であると考える。